

地方分権に関する基本問題についての
調査研究会報告書・専門分科会
(持続可能な地方税財政基盤の構築)

(座長：堀場 勇夫)

令和2年3月

一般財団法人 自治総合センター

はしがき

第1次・第2次地方分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるという理念の下、地域が自らの創意と工夫により課題を解決するための制度的基盤の構築が図られてきた。

平成25年6月に「第3次一括法」、平成26年5月に「第4次一括法」が成立し、地方公共団体に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が進められてきた。

さらに、地方の発意に根ざした取組を推進する新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成26年から導入された。

「提案募集方式」による地方公共団体等からの提案等を踏まえ、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を一層推進するため、平成27年6月に「第5次一括法」、平成28年5月に「第6次一括法」、平成29年4月に「第7次一括法」、平成30年6月に「第8次一括法」が成立し、令和元年5月には「第9次一括法」が成立した。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。令和元年度においては3回の研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたものである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、一般財団法人全国市町村振興協会と一般財団法人自治総合センターが共同で実施したものである。

令和2年3月

一般財団法人	全国市町村振興協会
理事長	坂本 森 男
一般財団法人	自治総合センター
理事長	梶 田 信一郎

地方分権に関する基本問題についての調査研究会
・ 専門分科会（持続可能な地方税財政基盤の構築）
委員名簿

座長	堀場 勇夫	青山学院大学名誉教授
座長代理	中井 英雄	大阪経済法科大学国際学部教授
	石田 三成	琉球大学国際地域創造学部准教授
	加藤美穂子	香川大学経済学部教授
	小林 航	千葉商科大学政策情報学部教授
	穴戸 邦久	新潟大学経済学部教授
	中澤 克佳	東洋大学経済学部教授
	広田 啓朗	武蔵大学経済学部教授
	松本 睦	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	湯之上英雄	名古屋市立大学経済学部准教授

目 次

第 1 章 令和元年度調査報告

- 地方交付税と効率性 3
- 政府間財政移転に関する実証研究 18
- 財政調整の効率性 31

第 2 章 参考資料

- 地方交付税 45
- 令和 2 年度地方財政対策 54

第 1 章

令和元年度調査報告

地方交付税と効率性

中澤 克佳*

東洋大学経済学部

報告要旨

本報告では、地方交付税におけるインセンティブ効果に関する実証研究を紹介し、その論点を整理することを目的とした。本報告におけるインセンティブ効果とは、交付税の定率補助金化による歳出誘導効果（いわゆるフライペーパー効果等）以外の効果を対象としている。具体的には、地方交付税が歳出の非効率をもたらすという指摘について整理している。

本報告で検討した研究 nak は山下・赤井・佐藤（2002）である。山下・赤井・佐藤（2002）では、地方交付税制度に内在する問題として、「ソフトな予算制約問題」および「ホールドアップ問題」を指摘している。前者については、以下のような説明がなされている。

事後的に救済するインセンティブがあり、救済する権限（＝裁量）があるならば、つまり、（政治的、あるいは公平性の観点から）地方政府の財源確保に関心があり、その方法が制度で確立されているならば、中央政府は地方予算を事後的にソフト化するはずである。p.130

実際、我が国の地方交付税が（交付団体の事前的インセンティブから独立した）真に「一括的」移転であるならば、問題は生じない。しかしながら、現行の地方交付税制度は、その算定、規模、及び配分に関して中央政府（総務省）の裁量の余地が極めて大きい。したがって、こうした裁量は地方の予算を「ソフト化」し、ソフトな予算制約問題を生じさせている可能性が高い。p.134

また、後者については以下のように説明されている。

基準財政収入額は、地方政府の課税ベース拡大の自助努力を織り込んだ事前的視点

* 東洋大学経済学部教授
nakazawa@toyo.jp

からではなく、財政力格差が実現した事後的視点をもとに算定されている。算定においては、標準税率で課税した収入見込額に対して都道府県で80%、市町村で75%が基準財政収入額となる。これは、新たな収入のうち、地方政府は80%あるいは75%が補助金のカットという形で減額され、高率な限界税率に直面していることを意味している。このような状態は、地方政府にとって、企業誘致などの税源培養のための努力を行うインセンティブを阻害し、モラル・ハザードを引き起こす。

pp.136—137

前者については中央政府からの事後的な救済を期待した非効率な歳出の可能性を、後者については税源涵養の努力を失わせる可能性を指摘している。

以上の議論を踏まえて、山下・赤井・佐藤(2002)では地方交付税が歳出に与える影響を確率的フロンティア分析で明らかにしようと試みている。具体的には、1998年度の都市歳出について、非効率項に以下3つの指標を採用し、費用関数の推定を行っている。1. 交付税平均依存率(=普通交付税額/一般財源)、2. 交付税限界依存率(=Δ基準財政需要額/Δ歳出総額)、3. 法人課税依存率(=法人住民税/地方税)。

推定の結果、これら非効率項はいずれも有意であり、交付税に依存するほど歳出が非効率になっていると結論付けている。

これに対して、林(2006)では、地方交付税の制度的側面からインセンティブ効果に疑問を呈すると共に、推定方法についても疑問を呈している。その根拠として示しているのが林(2002)における推定であり、その推定では交付税の指標が歳出の非効率性に影響を与えようと言いがたいこと結論づけている。

これら研究をまとめた上で、重要だと考えるのは、制度的要件をどのように整理し、実証分析に落とし込んでいくのかという点である。特に複雑な制度部分については、交付税制度全体の目的と機能に即して、どのような役割を果たすものとして導入されているのかを整理する必要がある。教科書的な地方交付税の説明が、実態としての算定プロセスと乖離しているという指摘もこれが原因ではないかと考える。

さらに、これら先行研究では1998年の「行政サービス水準総合得点」(日経産業消費研究所(現・日経グローバル))を公共サービス水準として採用し、推定を行っている。筆者が年度を拡張して推定を行ったところ、ほとんどの年度できれいな結果が得られないという結果が得られた。つまり、特定の時期を対象としたクロスセクションでのみ、このような結果が得られている可能性がある。費用関数、確率フロンティアのいずれも、「所与の公共サービス生産に対する費用最小化」(フロンティアの場合、費用最小化からの乖離)が前提である。つまり、地方財政の効率性を議論する上では、「公的に供給される財・サービスの水準」を適切に把握することが不可欠であり、この点に関するデータ整備がなされていないのが現状となっている。多様な地方公共サービスの水準を捉えることは困難が伴うが、その指標の作成についても議論していくべきである。

参考文献

- 林正義（2002）「自治体特性と非効率性：確率フロンティア分析による予備的考察」『研究所年報（明治学院大学産業経済研究所）』（19），pp.15—21.
- 林正義（2006）「地方交付税の経済分析—現状と課題—」『経済政策ジャーナル』3(2),pp.6—24.
- 山下耕治・赤井伸郎・佐藤主光（2002）「地方交付税制度に潜むインセンティブ効果：フロンティア費用関数によるソフトな予算制約問題の検証」『フィナンシャル・レビュー』（61）pp.120—145.

地方交付税と効率性

第2回基本問題研究会・専門分科会

2019/10/11

東洋大学経済学部 中澤克佳

本報告のねらい

- 地方交付税が財政的な非効率を生み出すという主張
- 地方交付税のインセンティブ効果に関する実証研究を整理する
 - 交付税の「定率補助金化」による誘導効果**以外**の効果
 - 「ソフトな予算制約問題」，「ホールドアップ問題」
- ① 事後的補填を期待した非効率な財政運営
- ② 地方の課税（徴税）努力の欠如

地方歳出の効率性を測定する

1. 費用関数

- 公共サービスの生産において、費用最小化を前提とする
- 人口規模や環境要因を通じた費用最小人口規模や混雑効果の測定が目的となる

—林正義（2002）「地方自治体の最小効率規模－地方公共サービス供給における規模の経済と混雑効果－」、『フィナンシャル・レビュー』（61）pp.59－89.

地方歳出の効率性を測定する

2. 確率的フロンティア分析

- SFA：StochasticFrontierAnalysis
- 費用フロンティアからの乖離を想定→非効率性
- 通常の誤差項に加えて、確率的非効率項が存在する

—Greene,W.H.(2008)“The Econometric Approach to Efficiency Analysis,” in Friedetal. eds. *The Measurement of Productive Efficiency and Productivity Growth*, Ch.2, pp.92-250, OxfordUniv.Press.

—山下耕治,赤井伸郎,佐藤主光（2002）「地方交付税制度に潜むインセンティブ効果: フロンティア費用関数によるソフトな予算制約問題の検証」『フィナンシャル・レビュー』（61）pp.120－145.

地方歳出の効率性を測定する

3. 包絡線分析法

- DEA：Data Envelope Analysis
- 生産におけるinput-output比の効率性を測定
- 複数のinputとoutputを評価できる
- ノンパラメトリックな測定が可能
- 水道や病院など、公営企業系の分析が主流

確率的フロンティア分析

モデル

$$\ln c_i = \ln c(\cdot) + v_i + u_i$$

c_i ：自治体 i の支出， $c(\cdot)$ ：費用関数， v_i ：通常の誤差項

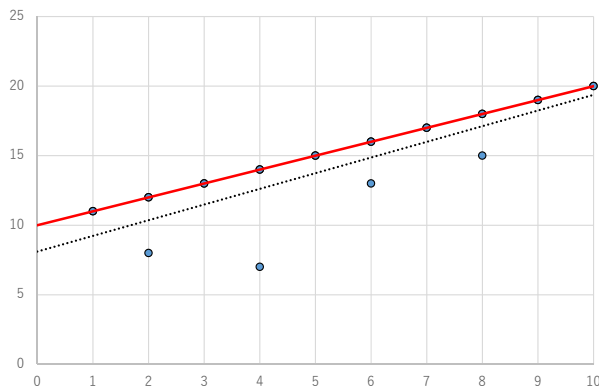
u_i ：非負の非効率誤差項

- 通常の費用関数（費用最小化がなされた費用関数）から得られる確率フロンティアからの乖離を測定する

確率的フロンティア分析

OLSとSFA：イメージ

x	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	2	4	6	8
y	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	8	7	13	15



- 最初の10サンプルは線形に比例
- 4サンプルはその線を下回る
- 非効率性が存在
- OLS：黒の点線
- SFA：赤の実線（フロンティア）
- 効率的なサンプルと非効率なサンプル
- 分離推定がなされてる

交付税と非効率

• 山下・赤井・佐藤（2002）の説明

1. ソフトな予算制約：説明

—「ソフトな予算制約」は、当初、社会主義経済における公企業と政府との間の財政関係を特徴づけるために用いられた概念であり、具体的には、財政困難に陥った公企業への政府による救済を指す（Kornai（1986））。地方財政のコンテキストでいえば、債務を累積した、あるいは収入に見合わない支出責任を負った地方政府に対して、中央政府が財政支援（補助金給付）を行うことが、地方予算の「ソフト化」とみなされる。pp.129—130

—事後的な救済を期待し、費用最小化の努力を怠ることと定義

交付税と非効率

• 山下・赤井・佐藤（2002）の説明

1. ソフトな予算制約：中央政府の行動

—事後的に救済するインセンティブがあり、救済する権限（＝裁量）があるならば、つまり、（政治的、あるいは公平性の観点から）地方政府の財源確保に関心があり、その方法が制度で確立されているならば、中央政府は地方予算を事後的にソフト化するはずである。p.130

—実際、我が国の地方交付税が（交付団体の事前的インセンティブから独立した）真に「一括的」移転であるならば、問題は生じない。しかしながら、現行の地方交付税制度は、その算定、規模、及び配分に関して中央政府（総務省）の裁量の余地が極めて大きい。したがって、こうした裁量は地方の予算を「ソフト化」し、ソフトな予算制約問題を生じさせている可能性が高い。p.134

交付税と非効率

• 山下・赤井・佐藤（2002）の説明

1. ソフトな予算制約：基準財政需要額の算定

—補正係数の調整

—単位費用の算定

—総額に対する裁量性（一般会計からの加算、交付税特会借入金）

p.136

交付税と非効率

- 山下・赤井・佐藤（2002）の説明

- 2. ホールドアップ問題：説明

—基準財政収入額は、地方政府の課税ベース拡大の自助努力を織り込んだ事前的視点からではなく、財政力格差が実現した事後的視点をもとに算定されている。算定においては、標準税率で課税した収入見込額に対して都道府県で80％、市町村で75％が基準財政収入額となる。これは、新たな収入のうち、地方政府は80％あるいは75％が補助金のカットという形で減額され、高率な限界税率に直面していることを意味している。このような状態は、地方政府にとって、**企業誘致などの税源培養のための努力を行うインセンティブを阻害**し、モラル・ハザードを引き起こす。pp.136—137、太字は原文ママ

—税源培養のインセンティブが阻害されると定義

交付税と非効率

- 山下・赤井・佐藤（2002）の分析

- 1998年度の都市歳出

- 非効率項

1. 交付税平均依存率（＝普通交付税額／一般財源）
2. 交付税限界依存率（＝ Δ 基準財政需要額／ Δ 歳出総額）
3. 法人課税依存率（＝法人住民税／地方税）

- 非効率項はいずれも有意

表3 推定結果 A (経常経費)

	ケース A 1			ケース A 2			ケース A 3		
	係数	t 値	p 値	係数	t 値	p 値	係数	t 値	p 値
$\alpha 0$ 定数項	2.36	2.11	0.04	0.90	0.74	0.46	2.91	2.21	0.03
$\alpha 1$ 行政サービス水準	0.29	3.38	0.00	0.39	4.81	0.00	0.38	4.54	0.00
$\alpha 2$ 人口	-0.97	6.51	0.00	-0.90	5.49	0.00	-1.40	8.22	0.00
$\alpha 3$ 人口×人口	0.04	5.91	0.00	0.03	5.03	0.00	0.06	7.61	0.00
$\alpha 4$ 面積	0.04	4.20	0.00	0.03	3.91	0.00	0.04	6.81	0.00
$\alpha 5$ 公務員賃金率	0.85	8.60	0.00	0.94	9.75	0.00	1.15	11.96	0.00
$\alpha 6$ 高齢者比率	1.54	6.74	0.00	1.62	8.51	0.00			
$\alpha 7$ 若年者比率	-0.31	0.81	0.42						
$\alpha 8$ 可住地面積比率	0.05	1.49	0.14						
$\alpha 9$ 第二次産業比率	0.48	3.00	0.00	0.32	2.10	0.04			
$\alpha 10$ 第三次産業比率	0.91	5.59	0.00	0.72	4.88	0.00			
$\beta 0$ 定数項	-0.65	6.03	0.00	-0.59	5.60	0.00	-0.63	5.72	0.00
$\beta 1$ 交付税平均依存率	1.38	7.10	0.00	1.25	6.65	0.00	1.34	7.93	0.00
$\beta 2$ 交付税限界依存率	0.00	1.90	0.06	0.01	3.46	0.00	0.01	3.26	0.00
$\beta 3$ 法人課税依存率	0.97	2.48	0.01	1.17	3.16	0.00	1.02	2.45	0.01
σ^2	0.02	7.34	0.00	0.02	10.41	0.00	0.03	11.44	0.00
γ	0.39	4.52	0.00	0.64	10.31	0.00	0.60	9.01	0.00
対数尤度	463.8			459.4			406.4		
LR test	92.5			92.5			102.8		
平均的効率性	1.06			1.09			1.09		

(注) LR test は、帰無仮説 ($H_0: \gamma=0$) のもとでの尤度比検定量で、非効率性効果 (u_i) の有無に関する検定に用いられる。また、サンプル数は、575市である。平均的効率性は、その575市の非効率性の平均値である。

表4 推定結果 B (歳出総額)

	ケース B 1			ケース B 2			ケース B 3		
	係数	t 値	p 値	係数	t 値	p 値	係数	t 値	p 値
$\alpha 0$ 定数項	6.52	4.25	0.00	7.62	4.43	0.00	9.29	5.53	0.00
$\alpha 1$ 行政サービス水準	0.46	4.72	0.00	0.40	4.00	0.00	0.42	3.88	0.00
$\alpha 2$ 人口	0.50	4.38	0.00	0.44	3.73	0.00	0.70	5.82	0.00
$\alpha 3$ 人口×人口	-1.36	6.47	0.00	-1.33	5.75	0.00	-1.86	9.46	0.00
$\alpha 4$ 面積	0.05	6.16	0.00	0.05	5.41	0.00	0.07	8.86	0.00
$\alpha 5$ 公務員賃金率	0.07	4.71	0.00	0.07	7.68	0.00	0.08	9.51	0.00
$\alpha 6$ 高齢者比率	2.25	7.77	0.00	1.66	6.53	0.00			
$\alpha 7$ 若年者比率	1.52	3.21	0.00						
$\alpha 8$ 可住地面積比率	0.05	1.21	0.23						
$\alpha 9$ 第二次産業比率	0.60	3.08	0.00	0.38	2.12	0.03			
$\alpha 10$ 第三次産業比率	0.86	4.29	0.00	0.65	3.64	0.00			
$\beta 0$ 定数項	-0.62	1.36	0.17	-0.34	1.04	0.30	0.00	0.04	0.97
$\beta 1$ 交付税平均依存率	0.93	2.02	0.04	0.62	1.80	0.07	0.35	3.67	0.00
$\beta 2$ 交付税限界依存率	0.00	1.01	0.31	0.00	0.71	0.48	0.00	0.48	0.63
$\beta 3$ 法人課税依存率	1.60	1.94	0.05	1.40	2.30	0.02	0.86	3.08	0.00
σ^2	0.07	2.25	0.03	0.05	2.57	0.01	0.03	4.55	0.00
γ	0.91	25.43	0.00	0.86	22.14	0.00	0.87	15.26	0.00
対数尤度	317.4			311.5			283.3		
LR test	62.6			56.8			57.4		
平均的効率性	1.17			1.18			1.27		

(注) LR test は、帰無仮説 ($H_0: \gamma=0$) のもとでの尤度比検定量で、非効率性効果 (u_i) の有無に関する検定に用いられる。また、サンプル数は、575市である。平均的効率性は、その575市の非効率性の平均値である。

交付税と非効率

- 林（2006）の指摘

1. 交付税算定プロセスに、ソフトな予算制約やホールドアップ問題を誘発する要因は存在しているのか？（制度的な疑問）
2. 推定モデルは適切だったのか？（推定上の疑問）

—林正義（2006）「地方交付税の経済分析—現状と課題—」『経済政策ジャーナル』3(2),pp.6—24.

交付税と非効率

- 林（2006）の指摘

- 1-1. ソフトな予算制約

—基準財政需要額は、補正係数、単位費用、および、測定単位から構成される。赤井ほか（2003）は、このうち補正係数と単位費用に着目し、これらが客観的な基準に基づくのではなく、地方の選択の結果として過去に実現された地方歳出に依存して算定されると議論する。p.14.

—地方歳出水準を押し上げる地方交付税の「誘導効果」は、補正係数や単位費用以外にも存在するが、山下・赤井・佐藤（2002）の推定ではそれを識別することは困難。

—ソフトな予算制約の「効果の大きさ」には疑問を提示しているが、補正係数や単位費用の影響そのものは否定していない。

交付税と非効率

- 林（2006）の指摘

- 1-2. ホールドアップ問題

- ―第1に、基準財政収入額に算入されるのは法定普通税を中心とした特定の地方税であり、法定外普通税、法定外目的税、そして、都市計画税などの目的税の一部は含まれない。したがって、これらの税目に関しては主張されている地方交付税の効果は現れない。pp.11―12.

- ―第2に、基準財政収入額の算定対象になる税目に関しては、同額を算定するときの「税率」は実際の税率ではなく、地方財政法において規定される全国一律の「標準税率」に、全国一律の値として算定される「捕捉徴収率」をかけた値が用いられる。したがって、実際に地方公共団体が設定する税率の交付金受給額に対する効果は、課税標準が税率に対して弾力的か否かに依存する。課税標準が非弾力的であれば実際の地方税率は基準財政収入額に影響を与えないため、課税努力に関する議論は税率設定については成立しない。p.12

交付税と非効率

- 林（2006）の指摘

- 1-2. ホールドアップ問題

- ―企業誘致など課税標準を拡大する努力の欠如：実証分析は存在しない

- ―固定資産税の課税標準を低く見積もる：反論あり

- 土居丈朗（2000）『地方財政の政治経済学』東洋経済新報社

- 持田信樹（2004）『地方分権の財政学:原点からの再構築』東京大学出版会

- 堀場勇夫，持田信樹，深江敬志「地方交付税とモラルハザード:固定資産制度との関連で」『青山経済論集』54(4),pp.27―58.

- ―ホールドアップ問題に関しては、より懐疑的。

交付税と非効率

- 林（2006）の指摘

- 2. 推定モデルの問題

—彼らは確率フロンティアモデル $\ln e = \ln c(\cdot) + v + u$ を用いて推定モデルを特定化する。ここで、 $c(\cdot)$ は費用最小化がおこなわれた場合の費用関数、 v は通常の攪乱項、そして、 u は非負の非効率項であり、確率フロンティア $(\ln c(\cdot) + v)$ からの乖離を表す。ここでは歳入に占める地方交付税の割合が u の期待値に正の影響を与えると推定されている。しかし、この交付税率が u の期待値に対して有意な効果を与える結果をえたとしても、それが missing variable として $\ln c$ に含まれている場合、交付税率が $\ln c$ に与える影響が u に与える影響としてひろわれている可能性を排除することができない。例えば、交付税率が高くなれば交付税措置による誘導効果も大きくなると考えられ、そのような効果は社会資本価格の変化として $\ln c$ に現れる公共サービスの生産価格に影響を与えるであろう。実際、このような影響を回避するような特定化をおこなった林（2002）では交付税は非効率項に有意な影響を与えてはいない。p.16, 脚注20

交付税と非効率

- 林（2002）の分析

- 1995年度の都市歳出

- 非効率項

- 1. 1975年から1994年までの普通交付税が交付された期間の比率（交付税の効果）

- 2. サンプル内の最大値で基準化された成年人口（人口規模の効果）

- 交付税の効果は有意では無い

- 林正義（2002）「自治体特性と非効率性：確率フロンティア分析による予備的考察」
『研究所年報（明治学院大学産業経済研究所）』（19), pp.15—21.

交付税と非効率

• 林（2002）の分析

- 費用関数と誤差項（非効率項）との相関を回避するため，山下・赤井・佐藤（2002）で用いられた交付税比率は採用していないと思われる。
- しかし，交付税期間比率の変動は非常に小さい（交付—不交付の限界的な変動）。
- 交付税期間比率が，交付税による確率フロンティアからの乖離を示す妥当な指標であるかは議論が必要。

補論という名の本題

• 地方財政の効率性を検討する上で…

- わが国の地方歳出（市町村）を推定する上で，主要な先行研究となっていると私が考えるものは，今回取り上げた林（2002），山下・赤井・佐藤（2002）の2編（いずれも『フィナンシャル・レビュー』61号）
- これら研究（+もう一つの林（2002））に共通するのは，以下の要素
 - 1998年の「行政サービス水準総合得点」（日経産業消費研究所（現・日経グローバル））を公共サービス水準として採用
 - データ制約から，都市のクロスセクションデータ（1995年or1998年）がサンプル

補論という名の本題

- 地方財政の効率性を検討する上で…

- 「行政サービス水準総合得点」は1998年，2000年，2002年，2004年，2006年，2008年の6回公表

- 2008年以降の公表がなされなくなった理由としては，同指標の公表を要因として，自治体特性や財政力を無視したサービス競争が起こることを考慮したからであると説明を受けた。

- 中澤（2014）では，2002年以降のデータを用いて先行研究と同様の推定を行った結果，同指標が有意ではなくなることを確認

- つまり，先行研究の結果は，特定の時期のサンプルにおいて成立

- 中澤克佳（2014）「地方財政改革と公共サービス水準の変化」『経済論集（東洋大学）』40（1）pp.1—18

補論という名の本題

- 地方財政の効率性を検討する上で…

- 費用関数，確率フロンティアのいずれも，「所与の公共サービス生産に対する費用最小化」（フロンティアの場合，費用最小化からの乖離）が前提。

- つまり，地方財政の効率性を議論する上では，「公的に供給される財・サービスの水準」を適切に把握することが不可欠。

- この点に関するデータ整備がなされていないのが現状。

- その上で，「効率性」とその他の価値判断を議論していくべき。

「政府間財政移転に関する実証研究」

2019年第2回「地方分権に関する基本問題についての
調査研究会・専門分科会」(堀場座長・地方交付税)

2019年10月11日(金)

武蔵大学

広田啓朗

1

近年の政府間財政移転の実証研究

• 海外

- Thushyanthan Baskaran(2014) “Identifying local tax mimicking with administrative borders and a policy reform”, *Journal of Public Economics*, 118, p. 41-51. →DID-SL
- Thushyanthan Baskaran(2016) “Intergovernmental Transfers, Local Fiscal Policy, and the Flypaper Effect: Evidence from a German State” *FinanzArchiv / Public Finance Analysis*, 72, p. 1-40. →2SLS
- Thushyanthan Baskaran and Zohal Hessami (2017) “Political alignment and intergovernmental transfers in parliamentary systems: evidence from Germany”, *Public Choice*, 171, p. 75-98. →Sharp RD

• 日本

- Michihito Ando(2015) “Heterogeneous Effects of Fiscal Equalization Grants on Local Expenditures: Evidence from Two Formula-based Variations”, IPSS Working Paper Series (E) 25, 2015. →Sharp RK, First difference-IV

など

2

近年の政府間財政移転の実証研究 つづき

- 制度的な閾値や制度変更を利用したQuasi-experimentが多い
 - 財政移転の配分方法の変更
 - 財政改革
 - 合併を利用 など
- Endogeneityの対応
- Heterogeneityをどのように考慮するのか
- 財政移転そのものを分析というより、制度を利用して地方政府間の相互依存的な政策決定や政治的影響などを分析する方が多い印象

3

Thushyanthan Baskaran(2016) “Intergovernmental Transfers, Local Fiscal Policy, and the Flypaper Effect: Evidence from a German State”
FinanzArchiv / Public Finance Analysis, 72, p. 1-40.

Baskaran(2016)を紹介

4

Intro.

- ドイツ ヘッセン州 (Hessen) の414市町村 2001年-2010年
- フライペーパー効果の検証
 - 先行研究ではフライペーパー効果はないという研究もあった
 - 財政移転が、支出、法人税、固定資産税に影響を与えるのか
 - ヘッセン州における財政移転制度の不連続性を考慮した分析により、フライペーパー効果を確認

5

Intro.

- Equalization transfer
 - 地域間の財政力の違いを財政移転によって平準化
 - 各国において、公共財の消費は、異なる地域に住んでいる個人間で同じようになされるべきであるという政治的なコンセンサスがある
 - 消費の限界効用が減少することで、地域間の消費格差の縮小は社会厚生を増大につながる
 - 非対称的な財政ショックから地域を保護する保険スキームとして捉えることも可能
- Flypaper effect
 - 理論上のベンチマークと比較して、財政移転は、減税を通して同額の個人所得を増加させる効果よりも地方政府の財政支出を増加させる効果が大きい
 - Bradford-Oatesの等価定理が成り立たない

6

Intro.

- Endogeneity of fiscal transfers
 - 財政移転と税率の相関を観察できたとしても、両者の相関が因果関係を示すとは限らない
 - 観察できない上位政府における制度変更は財政移転と支出の両方を増やす可能性がある
- Endogeneityを考慮するとFlypaper effectsは観察できない？
 - Knight(2002), Gordon(2004) → 特定財源のケースでは観察できない
 - Dahlberg et al. (2008) → スウェーデンの一般財源では観察された
- Quasi-experimentによる検証は十分ではない

7

Intro.

- ドイツのほとんどの市町村は人口規模に依存した財政移転
- ヘッセン州におけるEqualization transferは人口規模に応じた閾値がある
 - 財政移転は、市町村の財政需要(fiscal need)と財政収入(fiscal capacity)により決まる
 - Fiscal capacityは一人当たり税収入
 - Fiscal needは人口規模に依存して決まる
 - ただし人口規模の大きな市町村ほど大きな財政需要があると仮定
 - 大きな市町村ほど一人当たりで大きな財政移転を受け取る

8

Fiscal arrangements in Hesse

- ドイツの行政は連邦と州の下にさらに3層の5層制度
 - Kreise (counties), Kresfreie Städte (cities with county status), Gemeinden (municipalities)
- 基礎自治体であるmunicipalitiesは多くの公共サービスの供給を担う
 - 主な歳入はlocal business tax (Gewerbesteuer), local tax on building and estates (Grundsteuer B)
 - municipalitiesはstateから財政移転を受け取る
 - stateによって財政移転のルールは異なる
- ヘッセン州が最初に財政移転の総額を決定する
 - 一般補助金と特定補助金(学校と道路)
 - municipalitiesとcountiesへの一般補助金は半分を占める
 - 一般補助金はmunicipal equalization lawに従って決定される

9

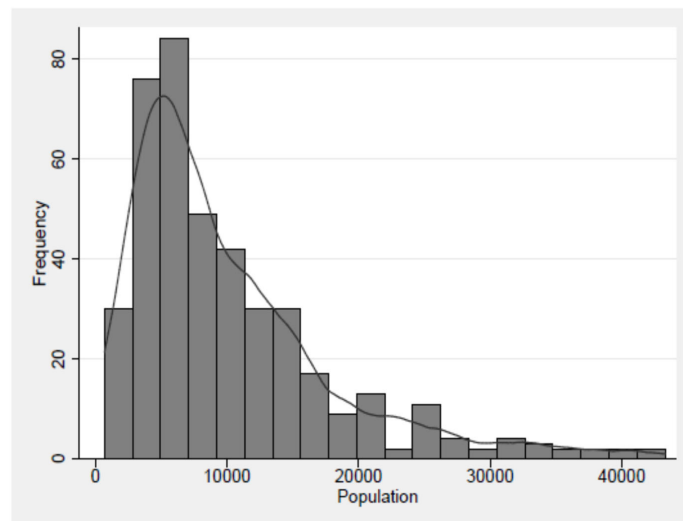


Figure 1: DISTRIBUTION OF POPULATION SIZE This figure describes the number of municipalities in Hesse with a given population size. .

10

- ヘッセン州では財政需要の計算において、人口規模に関して不連続な形で財政移転が決まる
 - 他の州では人口規模にもとづいて財政移転が増加する
 - ヘッセン州では閾値の前後ではわずかな人口の増加が大きなジャンプ
 - 5000人以下の自治体のウェイトは107だが、5001人だと114のウェイトになる
- 財政需要の基準額は、年によって異なり、一般財源に割り当てられた財源が実際の財政移転の額と等しくなるように内生的に決定される
- 財政需要と財政収入の大きさを比較することで財政移転の額が決まる
 - 財政収入が財政需要を下回ったとき、その差をうめるために財政移転
 - 不足額が財政需要の80%を超えると、その2分の1位の割合でうめられる
 - 財政収入が財政需要より上回るとき、最小限の一般補助金を受け取る

11

Table 1: THRESHOLDS FOR POPULATION WEIGHTS IN THE HESSIAN FISCAL EQUALIZATION LAW

Population	Weight
≤ 1	2
> 1 and ≤ 5000	107
> 5000 and ≤ 7500	114
> 7500 and ≤ 10000	121
> 10000 and ≤ 15000	124
> 15000 and ≤ 20000	126
> 20000 and ≤ 30000	127
> 30000 and ≤ 50000	129
> 50000	130

^a This table presents the weights per inhabitant each municipality within different population brackets receives in determining its fiscal need. Thresholds according to Anlage 1 of the Hessian *Gesetz zur Regelung des Finanzausgleichs (FAG)*.

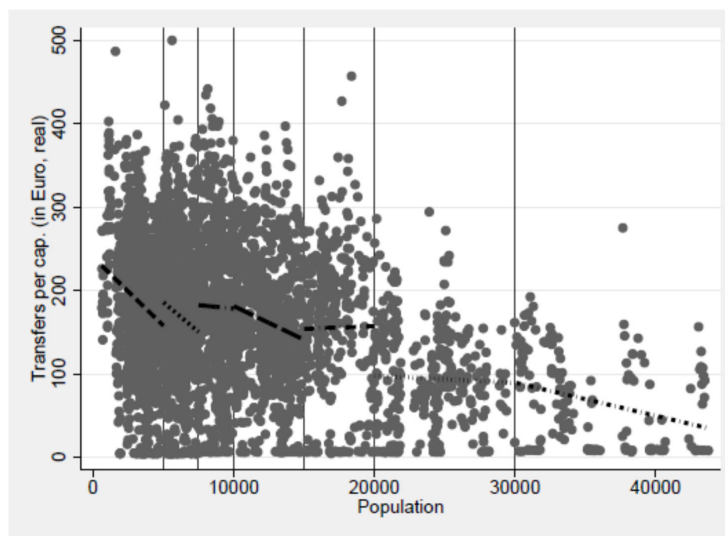
12

Transfers and Thresholds

- 財政需要を計算するためのウェイトは、人口の閾値で実際の財政移転の受取額に不連続性をもたらす
 - ceteris paribus assumptionは仮定できない
 - 一人当たりの財政移転と閾値内および閾値間の人口規模との間に一定でない関係
- 不連続なジャンプが発生する可能性がある → Figure 3(a)
 - 大局的には、線形の負の関係がある
 - 5000、7500、15000の閾値では、一人当たり財政移転が顕著に増加
 - 20000の閾値では著しく減少
 - 10000の閾値ではジャンプは観察できない
 - 特定の自治体は、2000年のState Development Planによってcentral townとして指定
 - 広域の公共財供給を担い、人口規模に関係なく125のウェイトとなる

13

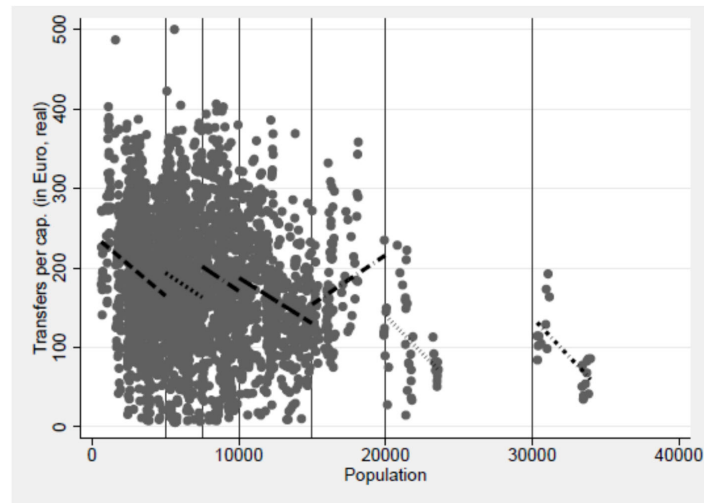
Figure 3 (a)



(a) ALL OBSERVATIONS

14

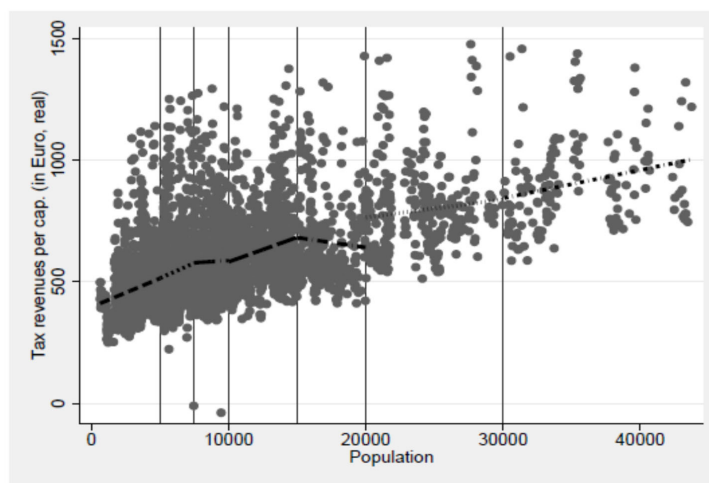
Figure 3(b) 特定の自治体を除いた図



(b) ALL OBSERVATIONS EXCEPT CENTRAL TOWNS AND FIS-
CALLY ABUNDANT MUNICIPALITIES

15

Figure 4(a)

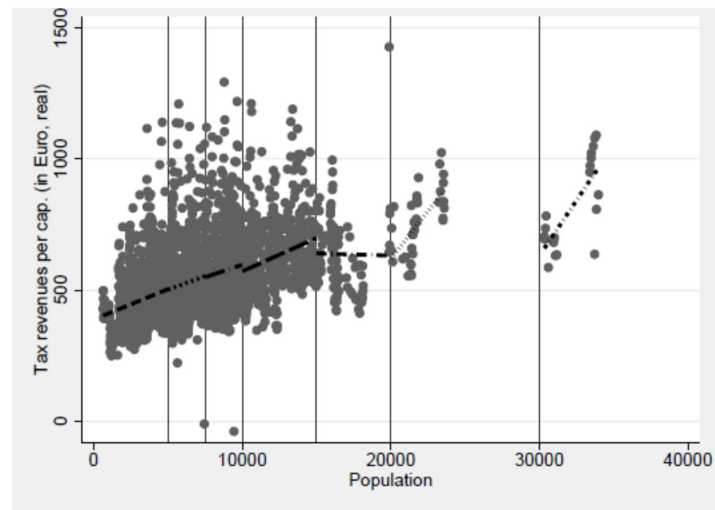


(a) ALL OBSERVATIONS

一人当たり税収と人口は正の相関があり、不連続な関係は見えない
人口規模に関する閾値を使って、財政移転の影響を検証することが可能となる

16

Figure 4(b)



(b) ALL OBSERVATIONS EXCEPT CENTRAL TOWNS AND FIS-
CALLY ABUNDANT MUNICIPALITIES

17

**Table 2: EQUALIZATION TRANSFERS AND POPULATION THRESHOLDS, HES-
SIAN MUNICIPALITIES, 1991-2010**

	I	II	III	IV	V
	b/z	b/z	b/z	b/z	b/z
Bracket=5001-7500	-14.087*** (-2.857)	1.391 (0.254)	24.943*** (3.241)	25.597*** (3.438)	24.663*** (3.136)
Bracket=7501-10000	-4.332 (-0.665)	26.639*** (3.144)	65.182*** (5.058)	65.399*** (5.219)	64.080*** (5.809)
Bracket=10001-15000	-23.033*** (-4.682)	28.831*** (2.879)	75.538*** (4.631)	76.413*** (4.849)	74.307*** (5.267)
Bracket=15001-20000	-29.292*** (-3.964)	48.945*** (3.254)	92.295*** (4.270)	93.064*** (4.424)	99.000*** (5.679)
Bracket=20001-30000	-90.042*** (-15.666)	26.205 (1.226)	45.148 (1.590)	44.456 (1.593)	74.345*** (3.323)
Bracket=30001-50000	-117.694*** (-17.778)	66.878** (2.091)	37.107 (1.032)	36.276 (1.025)	79.403*** (2.788)
Council size					0.650 (0.922)
Population share <15					16.195*** (8.412)
Population share >65					9.021*** (13.111)
Central town					10.252* (1.938)
Abundant municipality					-146.714*** (-41.188)
Population (linear)	No	Yes	Yes	Yes	Yes
Population (cubic)	No	No	Yes	Yes	Yes
Year dummies	No	No	No	Yes	Yes
N	4131	4131	4131	4131	4131
Municipalities	414	414	414	414	414
F	85.440	81.347	64.483	45.649	133.710

18

OLSによる推定結果

- Model 1 ダミーのみ
 - 閾値に関する変数は負に有意
- Model 2 人口の1次式
- Model 3 人口の3次式
- Model 4 人口の3次式まで、時間固定効果
- Model 5 人口の3次式まで、時間固定効果、その他可変の制御変数
 - 閾値に関する変数は正に有意
- 不連続に増加することがわかる

19

Empirical model

- 2SLSによる推定
 - $y_{it} = a + Transfers\ per\ capita_{it} + \delta_{yi,t-1} + \gamma f(Population)_{it} + \beta x_{it} + \varepsilon_{it}$
 - y_{it} : expenditure, business tax multiplier, property tax multiplier
 - 前期のアウトカムも考慮
 - $f(Population)$: 3次までの多項式
 - 財政移転の内生性を考慮するために、人口規模に関する閾値を利用する
 - x : 制御変数
 - central town、財政力に余裕のある市町村や議会規模を考慮する
 - heteroscedasticity and autocorrelation robust standard errors

20

Table 3: EQUALIZATION TRANSFERS AND EXPENDITURES, HESSIAN MUNICIPALITIES, 2001-2010, OLS AND TSLS REGRESSIONS

	OLS b/z	TSLS I b/z	TSLS II b/z	TSLS III b/z
Transfers per cap.	-0.394*** (-4.518)	1.265** (2.015)	1.197** (1.991)	1.562** (2.415)
Expenditures _{t-1}	0.621*** (14.944)	0.703*** (14.054)	0.716*** (14.274)	0.662*** (13.857)
Council size				-2.694 (-1.001)
Population share < 15				-31.076** (-2.325)
Population share > 65				-7.011 (-1.029)
Central town				30.603 (1.180)
Abundant municipality				458.064*** (4.359)
Population (cubic)	Yes	Yes	Yes	Yes
Year dummies	No	No	Yes	Yes
N	3295	3295	3295	3295
Municipalities	370	370	370	370
F	94.576	54.316	39.880	42.577
Hansen-J (p-value)		0.318	0.322	0.121
Cragg-Donald Wald F statistic		14.061	15.783	18.296
Kleinbergen-Paap Wald F statistic		7.278	7.969	9.170

21

Table 3: Results for total expenditure

- 2SLSの結果
 - 財政移転は歳出に正の効果を与える
 - 一人当たりの財政移転が1ユーロ増加すると、一人当たり支出は1ユーロ増加
 - 地方のインフラの改善など、市町村がさらなるtax baseを呼び込むために支出を増やす
 - 地方の税収が増加し、市町村が支出を増やすことが可能
- OLSは負に有意な結果
 - 財政収入が低い市町村がより多くの財政移転を受けて、同時により少ない支出をするため
 - しかし、人口による閾値を考慮すると正の効果を確認
- Flypaper effectsを支持する結果
 - 内生性に対処して得られた結果

22

Table 4: EQUALIZATION TRANSFERS AND BUSINESS TAX MULTIPLIERS, HESSIAN MUNICIPALITIES, 2001-2010, TSLS REGRESSIONS

	OLS	TSLS I	TSLS II	TSLS III
	b/z	b/z	b/z	b/z
Transfers per cap.	0.001 (1.008)	-0.025 (-1.618)	-0.025 (-1.615)	-0.025* (-1.719)
Business tax multiplier _{t-1}	0.971*** (145.432)	0.958*** (83.878)	0.957*** (81.862)	0.955*** (89.414)
Council size				-0.032 (-0.543)
Population share <15				0.023 (0.093)
Population share > 65				0.337** (2.071)
Central town				-0.173 (-0.368)
Abundant municipality				-5.152** (-2.118)
Population (cubic)	Yes	Yes	Yes	Yes
Year dummies	No	No	Yes	Yes
N	3298	3298	3298	3298
Municipalities	370	370	370	370
F	4894.824	4782.948	2080.329	1815.413
Hansen-J (p-value)		0.797	0.852	0.553
Cragg-Donald Wald F statistic		7.385	8.068	10.880
Kleinbergen-Paap Wald F statistic		4.165	4.560	6.052

23

Table 5: EQUALIZATION TRANSFERS AND PROPERTY TAX MULTIPLIERS, HESSIAN MUNICIPALITIES, 2001-2010, TSLS REGRESSIONS

	OLS	TSLS I	TSLS II	TSLS III
	b/z	b/z	b/z	b/z
Transfers per cap.	-0.001 (-0.497)	0.004 (0.223)	0.005 (0.248)	0.005 (0.242)
Property tax multiplier _{t-1}	0.962*** (193.285)	0.958*** (70.230)	0.958*** (72.615)	0.950*** (98.776)
Council size				0.009 (0.116)
Population share <15				-0.806** (-2.270)
Population share > 65				0.110 (0.627)
Central town				-0.515 (-0.738)
Abundant municipality				-0.806 (-0.253)
Population (cubic)	Yes	Yes	Yes	Yes
Year dummies	No	No	Yes	Yes
N	3298	3298	3298	3298
Municipalities	370	370	370	370
F	8883.875	8932.653	3628.130	2840.704
Hansen-J (p-value)		0.090	0.092	0.083
Cragg-Donald Wald F statistic		8.592	9.187	12.331
Kleinbergen-Paap Wald F statistic		4.629	4.871	6.471

24

Table 4&5 , Robustness checks

- business taxと財政移転はほとんど関係が見られない
 - わずかに負の影響が出ているのみ
 - 一人当たり財政移転が100ユーロ増加すると、business taxは2.5ポイント減少
- property taxと財政移転にも関係は見られない
 - 課税レベルを下げるために財政移転が使用されたとは思えない
- 1次式、2次式では似たような結果 正の関係
- Different thresholds
- 小規模団体のみ

25

Conclusion

- ヘッセン州市町村における財政移転によるflypaper effectが確認
 - Dahlberg et al.(2008) スウェーデンの結果と一致
- ただしFlypaper effectが地方財政において一般的な現象と結論付けるには注意が必要
 - quasi-experimentによる検証が少ない
 - Knight(2002), Gordon(2004), Dahlberg et al.(2008)

26

「地方分権に関する基本問題についての研究会・専門分科会」

財政調整の効率性

名古屋市立大学 湯之上英雄

2020年1月10日

文献紹介

- 本日主に紹介する文献
- Boadway, (2006), "Intergovernmental redistributive transfers: efficiency and equity," in E. Ahmad and G. Brosio edi., *Handbook of Fiscal Federalism*, Edward Elgar, Cheltenham, UK.
- 参考文献
- 松本睦(2014)『租税競争の経済分析』有斐閣
- Kothenburger, (2002), "Tax Competition and Fiscal Equalization," *ITAX* 9, pp.391-408.

Boadway(2002)の大まかな流れ

- 序論
- 分権化と政府間移転
- 第一の公平性: 財政面
- 第二の公平性: National Standard
- 第三の公平性: 地域間の保険
- 効率性
- その他の論点
- 結論

3

序論

- 政府の主要な仕事は所得再分配
- 上位政府から下位政府への移転も所得再分配目的
- 移転は地方政府間の水平的な財源の違いを補償する
- 移転は一人あたりで等しくなるように実施
- いくつかの移転はインセンティブに働きかけるよう実施
- 移転ごとに違いはあるものの共通する性質を検討

4

序論

- 政府間移転に批判的な見方
 - (1) 価値判断の困難さ
 - (2) 移転の効果が実証的に明らかとなっていない
 - (3) 政府の意思決定(善意の政府vs利己的な政府)
- 公平性に重きを置く人は、効率性が失われるコストに楽観的
- 政府が善意にあふれると考える人は、政府間移転に前向き

5

分権化と政府間移転

- Tiebout(1956), Oates(1972)→政府間移転(所得再分配目的)
- 情報、説明責任、政治的競争、ヤードスティック競争、イノベーション
- 地方歳出には公平性の実現を目指したものが含まれる
 - (例) 教育、社会保険、所得再分配
- 地域間の違い: 選好、財源、公共サービスの違い
- 中央政府の所得再分配政策との整合性
- 平衡交付金は地方分権の便益を維持しつつ、公平性の実現も達成

6

分権化と政府間移転

- 再分配以上の役割: 全国レベルの効率性の達成
- マッチンググラント→スピルオーバー是正の誘因
- 相対的に豊かな地方政府→相対的に安い税率
- 住民は生産性ではなく、財政状況に反応して移動してしまう
→非効率性の発生

7

第一の公平性: 財政面

- 水平的な公平性が満たされない理由
 - (1) 財源の相違 (単一国家では、国税で暗黙の補助)
 - (2) 政策選択の相違
- 水平的な公平性は中央政府の目的だが、単一国家であっても、あやふやな目的 ← 個人の効用水準を測定できない
- 公共財の便益が人口規模によって異なる場合や公共財の費用が地域で異なる場合、対応は地方ごとで異なる→水平的公平性の侵害
- 移転システムの目的は地方分権の帰結を無かったものにするかもしれない

8

第一の公平性:財政面

- 財源が等しくても、地方税制が異なると、平等な取り扱いは不平等
- もし、上手に扱える政策があったとしても、分権化の原理には反する
- 完全な水平的公平(full horizontal equity) ≠ 財政的公平(fiscal equity)
- 水平的不公平の主要原因: 相応の税源(単一国家で実行され、水平的公平性を満たす)を前提に、地方政府の公共財の供給能力の違い
地方分権は、異なる地方政府は、異なる財源と異なる財政ニーズを有することを示唆
- 財政的公平: 住民が居住に関わらず等しく扱われるという判断を含む
→ 財政移転で違いを補償される

9

第一の公平性:財政面

- 簡単なモデル
- 2地域、地方政府は所得税と資本税で公共財(競合的)を提供
- 個人は労働所得(タイプ別)と公共財(競合的)を受け取る
- 水平的公平: 同タイプで居住にかかわらず同じ受け取り
→ 公共財の純便益(納税額-公共財)が個人間で同じ
- 地方の差: 平均所得、平均資本、税率の違い
- 税率が同じなら、公共財の純便益は平均所得と平均資本に依存
- 平衡交付金は、平均所得と平均資本を補償するように設定すれば、水平的公平は実現できる
 - * かつての「地方配付税」に近いイメージ

10

第一の公平性：財政面

- モデルへの批判
- 現実的には所得タイプを考慮して移転を決定せねばならない
- 地方政府の独自性を失わせてしまう(地方分権の精神に反する)
- 地方政府に低い税率を設定し、移転を多く受け取るインセンティブ
- 標準税率システム(RTS; Representative Tax System)
- 完全な水平的公平性ではなく、財政的公平性を目指したシステム
- ただし、自地域の税率を変更することで、標準税率が操作可能
- 税源涵養を怠る問題
- 租税競争については、一定の条件で効率性を達成

11

第一の公平性：財政面

- 実際には、税率に加えて、税源も地方政府ごとに違う
 - (1)標準的な税源も設定する
 - (2)それぞれ税源ごとに均等化水準を計算し一本化
- 累進所得課税の場合：現実の累進課税はブランクセットごとに比例税
- 地方間で財政ニーズが異なる場合：RTSと同様に、標準財政ニーズ(基準財政需要)を算出
- 地方間で供給費用が異なる場合、外生的要因で費用を算出
- 実際の歳出でなくニーズ指数を用いることで、歳出の操作を防ぐ

12

第二の公平性: National Standard

- 分権化の効率性(地域のニーズ、費用効率性、説明責任、イノベーション)
- 中央政府: 公平性の要請(National Standard)
 - 中央政府による統制(許認可権)
 - 裁判による統制
 - 中央と地方の合意(全会一致が要求される)
- 通常は、中央ー地方間の移転によるNational Standardの実現
 - 特定補助金、一般補助金、ブロック補助金(アメとムチ)

13

第二の公平性: National Standard

- 移転の規模には明確な基準がない
- 大きな規模の移転は説明責任を削ぐ
 - National Standardはあやふやな概念
 - 財政的ペナルティが裁量的で、地方政府にとって予測できないもの
- 補助金による統制と地方の意思決定のバランス
 - 明確な解決策は存在しない
- 理想的には、全ての住民に公共サービスが提供され、最低限の基準を踏まえた上で、地方政府に裁量を認めるシステム

14

第三の公平性：地域間の保険

- 一時的なショックへの保険
- 中央政府を通じたリスクの共同負担(pool)
- 地方が自分自身で保険をかけない背景
- 地方政府の近視眼的行動(選挙サイクルも背景に)
- (仮に合理的なら、)中央政府による救済を合理的に予測
- 地域間でリスクが相関している場合
- 非対称情報に伴う問題(予防策を怠る、発生後の処理を怠る)

15

第三の公平性：地域間の保険

- 非対称情報(隠された情報)
- 中央政府は被害の内容でなく被害総額しか観察できない
(個人所得税における個人の能力タイプと所得総額の関係、能力の高い個人に「低い能力」と偽るインセンティブ)
- 公共財供給のコスト、住民の選好、住民の生産性におけるショック
- 情報の非対称性によって、First-bestの公共財供給は達成できない

16

効率性

- 3つの公平性の議論の暗黙の仮定は人口移動無し
- 人口移動が可能な場合は、足による投票によって、不平等は是正
- 一方で、人口移動による非効率性も発生
- 地方政府が効率的(限界費用＝限界便益)な意思決定を行っても、財政的外部性が発生
- 移住者による貢献(税収入増)とコスト(混雑効果)が2地域で等しい(最適条件)
- 一般に分権社会においては、最適条件は満たされない

17

効率性

- 地方政府の予算制約:住民税と利子課税と平衡交付金
- 中央政府の予算制約:平衡交付金が均衡財政(マイナスになる地方も)
- 平衡交付金が「一人あたり公共財の差」と「一人あたり利子課税収入の差」にもとづいて算出
- 最適条件(前ページ)が成立。(他地域でも、住民が異質でも)
- 実は、第一の公平性で議論したものと同じ
- 公平性と効率性が両立("remarkable result")
- 一般的な経済政策が直面する問題とは異なった結果

18

効率性

- 現実的には・・・
- 住民税はlump-sum taxではない
- 税源が地方政府ごとに違う
→理論的には重要だが、モデル化は難しい
- その他の平衡交付金による効率性の改善
- 地方政府による「人気取り政策」を減らすことができる
- 租税競争(水平、垂直)を減らすことができる

19

その他の問題点

- 意思決定のタイミング
中央政府→地方政府 コミットメントできるのか？
地方政府→中央政府 ソフトバジェット問題
- 規模の経済性、集積の経済
移転によって集積が阻害される
- 財政移転の政治経済学
政党競争モデルと実証におけるサポート

20

結論

- 平衡交付金は連邦政府（分権社会）の血液
- 分権化定理にもとづいて、分権化はgood thing
- 一方で、税財源の違い、選好の違いから地域間格差の存在
- 平衡交付金は、不完全とはいえこうした不平等・非効率を是正

- 居住にかかわらず人々が等しく扱われるという共通認識
- これは、絶対的な原理ではないが、他の原理と比べて重い扱いを受けるべき

21

（参考）Kothenburger(2002)

- 租税競争（資本課税）における財政調整の効果を分析
- 税源を基準に調整する平衡交付金（RTS）と税収を基準に調整する平衡交付金を比較

- 税源を基準とする場合：効率的な税率が分権社会において実現可能
- 税収を基準とする場合：
（小国）地方政府に低い税率（租税競争と比べても）を設定するインセンティブが発生
（大国）外部性を一部内部化する効果が生まれ、租税競争水準より高い税率を設定

22

第 2 章

参 考 资 料

地方交付税について



令和元年6月

地方交付税とは

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている
地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の20.8%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税＝交付税総額の94%
特別交付税＝交付税総額の6%

交付時期：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付
ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。
特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付
ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。

地方交付税率の変遷

(単位: %)

改正年度	所得税	法人税	酒税	消費税	たばこ税	地方法人税	法定率改正理由
昭和29	19.874	19.874	20				
昭和30		22					
昭和31		25					
昭和32		26					
昭和33		27.5					
昭和34		28.5					
昭和35		28.5+0.3※					
昭和37		28.9					
昭和40		29.5					
昭和41		32					
平成元				24	25		
平成9				29.5			
平成11		32.5					
平成12		35.8					
平成19		34					
平成26				22.3		全額	
平成27	33.1	33.1	50		除外		
平成30				20.8			
平成31				19.5			
平成32							

※ 0.3は臨時地方特例交付金

2

財源保障機能と財源調整機能

地方行政の計画的な運営を保障 ⇒ 財源保障機能

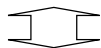
地方団体間の財源の均衡化 ⇒ 財源調整機能

(交付税法1条)

法令による義務づけと表裏一体の財源保障

法令により地方団体に事務処理を義務づける場合においては、国はそのために必要な経費について財源措置の必要(地方自治法232条)

国庫補助負担金事業(義務教育、社会福祉、公共事業、災害復旧事業等)の交付税への算入(地方財政法11条の2)



法令で義務づけられた行政水準の遵守(交付税法3条)

地方交付税は地方の一般財源

国は、交付税の交付にあたって、条件をつけたりその用途を制限してはならない。

(交付税法3条)

3

地方交付税法の種類

地方交付税は、普通交付税と特別交付税とに分けられる。

普通交付税

- 総額
地方交付税総額の94%
- 交付方法
基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、基準財政需要額が基準財政収入額を超過する財源不足団体に対して交付される。
- 交付時期
4、6、9、11月の4回に分けて交付
ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。

特別交付税

- 総額
地方交付税総額の6%
- 交付方法
・基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があること
・基準財政収入額に過大に算定された財政収入があること
等を考慮して交付される。
- 交付時期
12、3月の2回に分けて交付
ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。

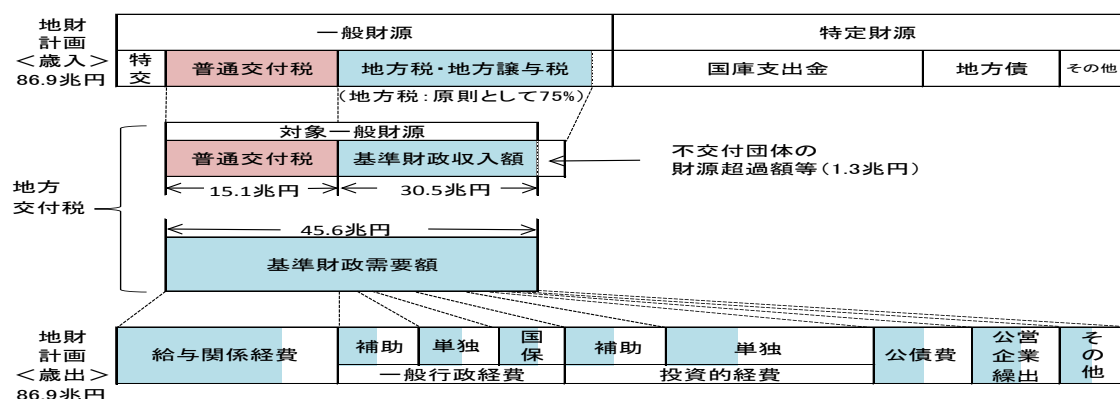
4

地方財政計画と地方交付税の関係

- 地方交付税の総額は、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を基本にしつつ、地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づきマクロベースで決定。
- 個々の団体への交付額は、基準財政需要額から基準財政収入額を控除した額を基本として決定されるが、基準財政需要額は地方財政計画の歳出中一般財源対応分を算入するもの。
- 平成30年度の基準財政需要額45.6兆円のうち、地方税等対応分が約7割、地方交付税対応分が約3割。
- その際、地方財政法第11条の2の規定により、義務教育や生活保護、公共事業等の国庫負担金の地方負担については財政需要額への算入が義務。
- 各地方団体毎の基準財政需要額の算定には、人口・面積等に応じた静態的な算定と、実際の事業費に即応した動態的算定があるが、基準財政需要額の算定方法は交付税総額に影響しない。

- 地方財政法第11条の2** <地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入>
 第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。

地方財政計画と地方交付税の関係（平成30年度）



5

普通交付税の算定方法

普通交付税は、標準的な財政需要(基準財政需要額)が標準的な財政収入(基準財政収入額)を超える団体に対して交付

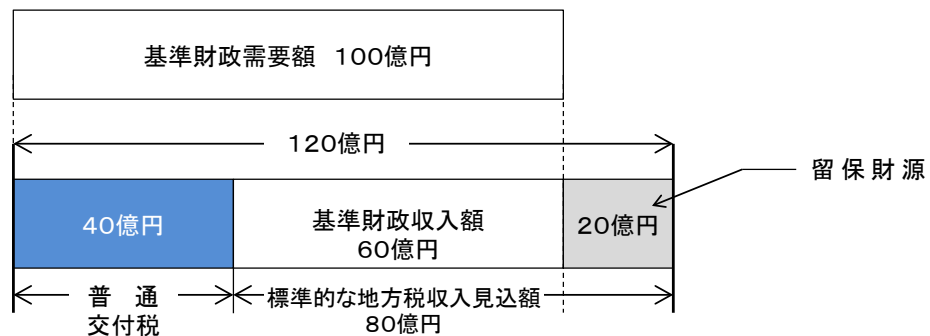
- 基準財政需要額 = 各行政項目ごとに下記の算式により計算した額の合算額

$$\text{単位費用(単価)} \times \text{測定単位(国勢調査人口等)} \times \text{補正係数}$$

(人口規模や
人口密度による
コスト差等を反映)

- 基準財政収入額 = 標準的な地方税収入見込額 × 75%(譲与税については100%)

- 算定例

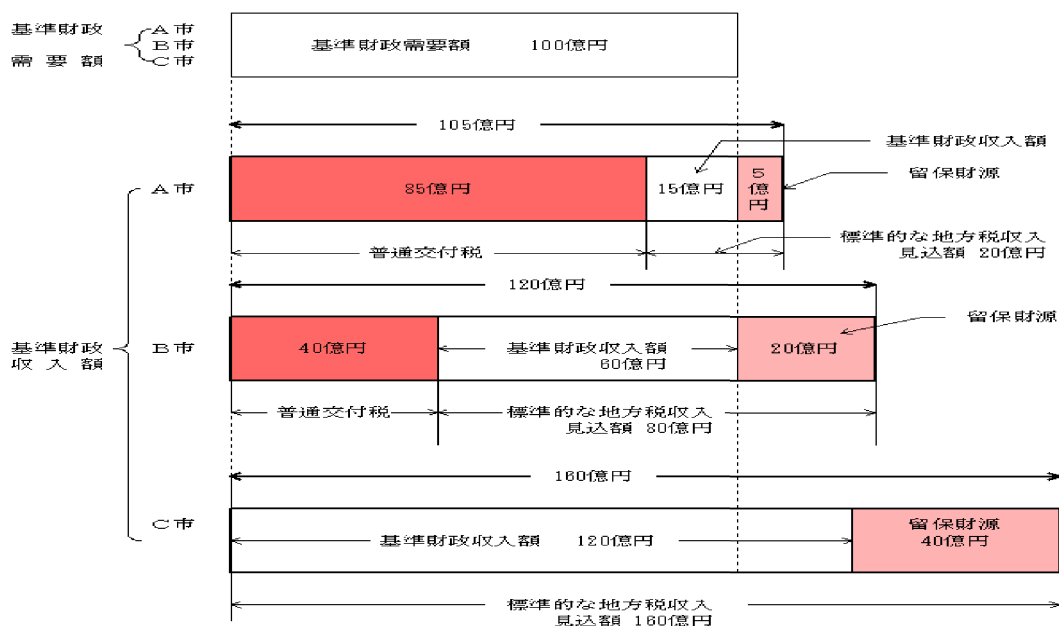


6

留保財源について

留保財源設定の主な理由

- ・基準財政需要額において、地方公共団体の財政需要を完全に補足することは不可能であるため
- ・基準財政需要額に算入された財政需要以外の独自の施策を行うための財源的余裕を確保するため
- ・税収が増えた分だけ交付税が減少することのないよう、税源涵養のインセンティブを確保するため



7

標準団体設定の意義(単位費用の前提)

- 地方交付税は財政需要額が財政収入額を超える地方団体に対して、**衡平**にその超過額を補填することを目的として交付される。
- 基準財政需要額は、単位費用×測定単位×補正係数の算式によって算出されるため、**単位費用は、基準財政需要額の算定要素の中で最も重要なものである。**
- **すべての地方団体の財政需要を合理的に算定し、衡平に交付税を交付するため、単位費用の設定には自然的、社会的条件の特異な要因が除かれる必要がある。**

標準団体

上記趣旨に則して単位費用を算出するために設定されるもの。具体的には人口、面積、行政規模が道府県や市町村のなかで平均的なもので、自然的条件、社会的条件などが特異でないもの(積雪地帯や離島ではなく、また人口急増・急減がない都市化も平均的なもの)を想定している(右は標準団体のうち主な項目の例)。

単位費用

標準団体における行政経費(一般財源)を行政項目ごとに積算し、標準団体における**測定単位**で除して得た単価が単位費用となる。

【令和元年度の例】

	都道府県	市町村
人口	1,700,000人	100,000人
面積	6,500km ²	210km ²
道路の延長	3,900km	500km
小学校数	364校	1校
うち教員数	6,446人	—
うち学級数	—	18学級
うち児童数	—	690人

(各学年40人学級3クラス(第一・二学年のみ35人学級))

教職員給与は都道府県が負担し、小学校運営は市町村が実施することを踏まえて、測定単位が設定されている。

測定単位

地方行政の種類ごとに当該種類の行政に要する経費の多寡を最も的確かつ合理的に反映するものであり、単位費用と同様に法定化されている。

8

普通交付税の算定項目と測定単位(令和元年度)

【道府県分】

項 目	測 定 単 位	単位費用(円)
一 警 察 費	警 察 職 員 数	8,296,000
二 道 路 橋 り ょう 費	道 路 の 面 積	135,000
二 河 川 費	道 路 の 延 長	1,948,000
三 港 湾 費	河 川 の 延 長	187,000
三 港 湾 費	港 湾 係 留 施 設 の 延 長	28,500
三 港 湾 費	漁 港 外 郭 施 設 の 延 長	6,030
三 港 湾 費	漁 港 係 留 施 設 の 延 長	10,300
三 港 湾 費	漁 港 外 郭 施 設 の 延 長	5,740
四 小 学 校 費	人 口	1,300
四 中 学 校 費	教 職 員 数	6,163,000
四 高 等 学 校 費	教 職 員 数	6,237,000
四 特 別 支 援 学 校 費	教 職 員 数	6,596,000
四 特 別 支 援 学 校 費	生 徒 数	56,900
四 特 別 支 援 学 校 費	教 職 員 数	6,061,000
四 特 別 支 援 学 校 費	学 級 数	2,141,000
四 特 別 支 援 学 校 費	人 口	2,430
四 特 別 支 援 学 校 費	公 立 大 学 等 学 生 数	212,000
四 特 別 支 援 学 校 費	私 立 学 校 等 生 徒 数	293,500
五 生 活 保 護 費	町 村 部 人 口	9,350
五 社 会 福 祉 費	人 口	16,300
五 衛 生 費	人 口	14,600
五 高 齢 者 保 健 福 祉 費	6 5 歳 以 上 人 口	51,900
五 高 齢 者 保 健 福 祉 費	7 5 歳 以 上 人 口	95,800
五 高 齢 者 保 健 福 祉 費	人 口	431
六 農 業 行 政 費	農 家 数	107,000
六 林 野 行 政 費	公 有 以 外 の 林 野 の 面 積	5,150
六 水 産 行 政 費	公 有 林 野 の 面 積	15,400
六 商 工 行 政 費	水 産 業 者 数	330,000
六 商 工 行 政 費	人 口	1,940
六 商 工 行 政 費	世 帯 数	5,980
六 商 工 行 政 費	恩 給 受 給 権 者 数	945,000
六 商 工 行 政 費	人 口	533
七 地 域 の 元 気 創 造 事 業 費	人 口	950
八 人 口 減 少 等 特 別 対 策 事 業 費	人 口	1,700

【市町村分】

項 目	測 定 単 位	単位費用(円)
一 消 防 費	人 口	11,300
二 道 路 橋 り ょう 費	道 路 の 面 積	71,700
二 道 路 橋 り ょう 費	道 路 の 延 長	189,000
二 港 湾 費	港 湾 係 留 施 設 の 延 長	27,500
二 港 湾 費	漁 港 外 郭 施 設 の 延 長	6,030
二 港 湾 費	漁 港 係 留 施 設 の 延 長	10,300
二 港 湾 費	漁 港 外 郭 施 設 の 延 長	4,070
三 都 市 計 画 費	都 市 計 画 区 域 に お け る 人 口	990
三 公 園 費	人 口	534
三 公 園 費	都 市 公 園 の 面 積	36,600
三 下 水 道 費	人 口	96
三 下 水 道 費	人 口	1,540
三 下 水 道 費	児 童 数	44,300
三 下 水 道 費	学 級 数	892,000
三 下 水 道 費	学 校 数	9,446,000
三 下 水 道 費	生 徒 数	42,300
三 下 水 道 費	学 級 数	1,097,000
三 下 水 道 費	学 校 数	8,610,000
三 下 水 道 費	教 職 員 数	6,566,000
三 下 水 道 費	生 徒 数	71,100
三 下 水 道 費	人 口	5,290
三 下 水 道 費	幼 稚 園 等 の 小 学 校 就 学 前 子 だ も の 数	393,000
四 生 活 保 護 費	市 部 人 口	9,230
四 社 会 福 祉 費	人 口	24,300
四 保 健 衛 生 費	人 口	7,850
四 高 齢 者 保 健 福 祉 費	6 5 歳 以 上 人 口	66,800
四 高 齢 者 保 健 福 祉 費	7 5 歳 以 上 人 口	84,200
四 清 掃 費	人 口	5,030
五 農 業 行 政 費	農 家 数	87,800
五 林 野 水 産 行 政 費	林 業 及 び 水 産 業 の 従 業 者 数	338,000
五 商 工 行 政 費	人 口	1,320
五 商 工 行 政 費	世 帯 数	4,300
五 商 工 行 政 費	戸 籍 住 民 数	1,170
五 商 工 行 政 費	基 本 台 帳 世 帯 数	2,100
五 商 工 行 政 費	人 口	1,740
五 商 工 行 政 費	面 積	1,037,000
六 地 域 の 元 気 創 造 事 業 費	人 口	2,530
六 地 域 の 元 気 創 造 事 業 費	人 口	3,400
六 地 域 の 元 気 創 造 事 業 費	人 口	17,100
六 地 域 の 元 気 創 造 事 業 費	面 積	2,320,000

包括算定経費	人 口	9,070
包括算定経費	面 積	1,120,000

各項目における基準財政需要額の算定

各項目における単価(単位費用)に人口等(測定単位)を乗じることを基本。

【小学校費(都道府県分)の例】

$$\text{小学校費} = \underbrace{\text{教職員1人当単価}}_{\text{(単位費用)}} \times \underbrace{\text{教職員数}}_{\text{(測定単位)}} \times \text{補正係数}$$

↓

給料+各種手当等

↓

法令に基づく
教職員定数

↓

地域手当+寒冷地手当等

【消防費(市町村分)の例】

$$\text{消 防 費} = \underbrace{\text{人口1人当単価}}_{\text{(単位費用)}} \times \underbrace{\text{人口}}_{\text{(測定単位)}} \times \text{補正係数}$$

↓

常備消防+非常備消防(消防団)

↓

国勢調査人口

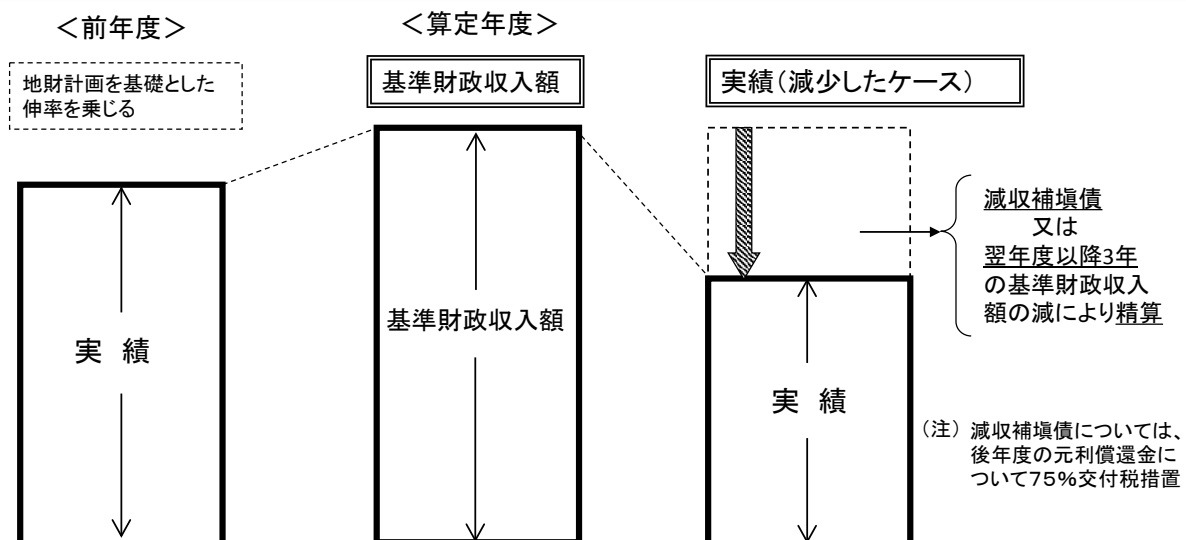
↓

人口規模や人口密度
によるコスト差

10

基準財政収入額の算定

○ 基準財政収入額は、各団体の当該年度の予算額ではなく、前年度収入額実績を基礎として算定される。



※ 精算措置の対象(減収補填債発行対象)となるのは、法人関係税、地方法人特別譲与税及び利子割(交付金)である。

11

補正の種類（平成30年度）①

種 類	内 容	例
種別補正	測定単位に種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たり費用に差があるものについて、その種別ごとの単位当たり費用の差に応じて当該測定単位の数値を補正するもの。 例えば、港湾費（係留施設の延長）にあつては、港湾の種別（「国際戦略港湾」「国際拠点港湾」「重要港湾」「地方港湾」）によって、係留施設1m当たりの維持管理経費等による経費の差を反映させるもの。	港湾費 （港湾の種別による経費の差）
段階補正	測定単位の数値の多少による段階に応じて単位当たり費用が割安又は割高になるものについて、その段階ごとの単位費用の差に応じて当該測定単位の数値を補正するもの。 地方団体は、その規模の大小にかかわらず、一定の組織を持つ必要があり、また、行政事務は一般的に「規模の経済」、いわゆるスケールメリットが働き、規模が大きくなる程、測定単位当たりの経費が割安になる傾向があり、こうした経費の差を反映させるもの。	包括算定経費 （人口規模による段階ごとの経費の差）
密度補正	測定単位の数値が同じであっても、人口密度等の大小に応じて単位当たり費用が割安又は割高になるものについて、人口密度等の大小に応じて当該測定単位の数値を補正するもの。 ① 人口密度、自動車の交通量等を「密度」とするもの ② 介護サービス受給者数、被生活保護者数等の測定単位の数値に対する割合を「密度」とするもの	① 消防費 （人口密度（面積）に応じた経費の差） ② 高齢者保健福祉費 （65歳以上人口） （介護給付費負担金等に係る経費の差）

12

補正の種類（平成30年度）②

種 類	内 容	例
態容補正	都市化の程度、法令上の行政権能、公共施設の整備状況等、地方団体の「態容」に応じて単位当たり費用が割高又は割安となるものについて、その態容に応じて測定単位を補正するもの。 ① 普通態容補正 ア 行政の質量差によるもの ・「都市化の度合いによるもの」 市町村を20段階の種地に区分し、大都市ほど行政需要が増加する経費（道路の維持管理費、ごみ処理経費等）について割増し。 ・「隔遠の度合いによるもの」 離島辺地の市町村やそのような地域を持つ道府県における旅費、資材費の割高の状況を反映。 ・「農林業地域の度合いによるもの」 農林水産業を主産業とする市町村の産業振興、地域振興のための経費について農林業級地の地域区分により割増し。 イ 給与差によるもの 地域ごとに異なる地域手当、住居手当、通勤手当等の給与差を反映。 ウ 行政権能差によるもの 指定都市、中核市、その他の市町村では、法令に基づく行政権能が異なることから、これによる経費の差を反映。 ② 経常態容補正 普通態容補正のような級地区分等とは関係のない態容に基づく経常経費の差（例：教職員の平均年齢の差による都道府県ごとの平均給与費の差）を反映させるもの。 ③ 投資態容補正 ア 投資補正 道路の未整備率、高等学校校舎等不足面積等、客観的な統計数値等を指標として投資的経費の必要度を測定し、財政需要額に反映させるもの。 イ 事業費補正 公共事業費等の地方負担額、特定の事業実施のために借り入れた地方債の元利償還金の一定割合等、実際の投資的経費の財政需要を反映させるもの。	① ア 消防費 （消防力の水準の差） イ 地域振興費 （人口） ウ 保健衛生費 （保健所設置市とその他の市との差） ② 小・中学校費（平均給与費の差） ③ ア 道路橋りょう費 （未整備延長比率等による改築経費の必要度の差） イ 小・中学校費（学校教育施設等整備事業債の元利償還金）

13

補正の種類（平成30年度）③

種 類	内 容	例
寒冷補正	寒冷・積雪地域の度合いによって経費が割高となるものについて、寒冷・積雪の度合いに応じて測定単位の数値を補正するもの。 ① 給与差 寒冷地に勤務する公務員に対して支給される寒冷地手当に係る財政需要の増加分 ② 寒冷度 寒冷地における暖房用施設、暖房用燃料費、道路建設に必要な特殊経費、生活保護費に係る冬季加算分などの行政経費の増加分 ③ 積雪度 積雪地における道路・建物等に係る除排雪経費、雪囲費、道路建設費における道路幅員の通常以上の拡張に要する経費等	小・中学校費 ①寒冷地手当の差 ②暖房費の差 ③除雪経費の差
数値急増補正 数値急減補正	① 数値急増補正 人口を測定単位とする費目分については、基礎としている国勢調査人口の数値の更新に5年間に要するため、この間に人口が急増する市町村について、住民基本台帳登録人口等を用いて増加分を反映させるもの。 ② 数値急減補正 人口や農家数等が急激に減少しても、行政規模は同じペースで減らせないこと、また、人口が急変する市町村は、人口変動が小さい市町村に比べて行政経費が割高になる状況があることを反映させるもの。	①地域振興費（人口） 高齢者保健福祉費 （65歳以上人口、75歳以上人口） ②農業行政費 （農家数） 地域振興費（人口）
合併補正	合併市町村においては、合併後は、各種の施設を整備しなければならず、また、行政の一体化に要する経費や行政水準・住民負担水準の格差是正など、財政需要が増加するので、これを算入するために適用されていた補正である。平成21年度限りで廃止され、経過措置として残っている。	地域振興費（人口）
財政力補正	地方債の元利償還金を算入する際に、償還額の標準財政収入額に対する割合の高い団体について算入率を高くするために適用される。現在の対象は単独災害復旧事業債及び小災害債についてのみ。	災害復旧費（単独災害復旧事業債及び小災害債（公共土木施設等））

14

臨時財政対策債振替額の算出方法

令和元年度における臨時財政対策債への振替額算出方法は、各地方団体の財源不足額及び財政力を考慮して算出する財源不足額基礎方式を用いることとしており、具体的な算出方法は次のとおりである。

<算式>

$$\text{振替額} = a \times B \div (B + C) \times \text{ア} \times \alpha$$

<算式の符号>

a: 当該地方団体における基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）と基準財政収入額の差額

B: 臨時財政対策債の全国総額（道府県・市町村別）

C: 普通交付税の交付基準額の全国総額（道府県・市町村別）

ア: 「基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）」（平成26～30年度の平均）を用いた補正係数

α: 総額に合わせ付けるための率

15

近年の交付税制度の改革について

1 意見処理制度の創設

第1次地方分権改革において、平成12年度から地方交付税の算定について地方団体の意見をより的確に反映するとともに、その過程を明らかにするために意見の申出制度（地方交付税法第17条の4）が創設された。

2 補正係数の削減

第1次地方分権改革、経済財政諮問会議における議論を受け、三位一体改革期間（平成15年度～18年度）において、算定方法の簡素化として、補正係数の適用が削減された。

道府県分 H13:146→H18:79 (H28:70)

市町村分 H13:176→H18:169 (H28:139) ※臨時費目等除く

3 段階補正の見直し

平成14年度から16年度にかけて、小規模団体であっても職員の兼務や外部委託等により合理的・効率的に行財政運営を行っている地方公共団体もあることを踏まえ、全団体の平均を基礎として割増率を算出する方法を改め、合理的・効率的な財政運営を行っている上位3分の2の団体の平均を基礎として割増率を算出する方法が導入された。その後、平成22年度に条件不利地域や小規模市町村の財政を取り巻く状況に鑑み、より的確に財政需要に応えられるよう割増率の一部復元が行われた。

4 事業費補正の見直し

平成14年度から事業費補正が抜本的に見直しされ、公共事業の事業費補正の算入率を従来の概ね2分の1（偏在が大きい事業は概ね3分の2）に引き下げるとともに、地方単独事業については、地域総合整備事業債が廃止された。その後も事業費補正の削減が進められ、平成22年度には地域主権確立の見地から、全国的偏在、先発・後発団体間の不均衡の問題の生じない以下の事業について、新規事業に係る事業費補正は行わないこととされた。また、平成23年度にも地下鉄事業（出資金・補助金）等の事業費補正が廃止されている。

- 補助事業・国直轄事業 港湾、漁港、まちづくり交付金、地域住宅交付金、給食施設、補助ダム、水泳プール、武道場 等
- 地方単独事業 地方道路、ふるさと農道、ふるさと林道、合併推進、都市再生 等

5 留保財源率の引き上げ

平成15年度から税収確保インセンティブの強化及び財源保障範囲の縮小により、自らの責任と財源で対応すべき部分を拡大させるとの趣旨で、道府県分の留保財源率を20%から25%に引き上げられた。

一方、三位一体改革で行われた税源移譲分等については、財政力格差を拡大させないよう、基準財政収入額に100%算入する等の措置が講じられている。

6 包括算定経費

平成19年度から算定方法の抜本的な簡素化を図り、交付税の予見可能性を高める観点から、人口と面積を基本とした簡素な算定を行う包括算定経費が導入された。地方団体の財政運営に支障が生じないように変動額を最小限にとどめるよう制度設計。

- ① 「国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野」（基準財政需要額の1割程度）の算定について導入
- ② 人口規模や宅地、田畑等土地の利用形態による行政コスト差を反映
- ③ 算定項目の統合により「個別算定経費（従来型）」の項目数を3割削減
- ④ 離島、過疎など真に配慮が必要な地方団体に対応する仕組みを確保（「地域振興費」の創設）

16

算定費目の統合・見直し

【都道府県分】

平成18年度

費目	測定単位
警察費	警察職員数
道路橋りょう費	道路の面積
河川費	河川の延長
港湾費	係留施設の延長(港湾)
その他の土木費	人
小学校費	教職員数
中学校費	教職員数
高等学校費	生徒数
特殊教育諸学校費	教職員数
その他の教育費	人
生活保護費	町村部人口
社会福祉費	人
衛生費	人
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
労働費	人
農業行政費	農家数
林野行政費	公有林野の面積
水産行政費	水産業者数
商工行政費	人
徴収費	世帯数
恩給費	恩給受給者数
企画振興費	人
その他の費	人
道路橋りょう費	道路の延長
港湾費	係留施設の延長(港湾)
河川費	河川の延長
高等学校費	生徒数
特殊教育諸学校費	学級数
社会福祉費	人
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
農業行政費	農家の面積
林野行政費	林野の面積
その他の費	人

平成19年度

1 個別算定経費（従来型）

費目	測定単位
警察費	警察職員数
道路橋りょう費	道路の面積
河川費	河川の延長
港湾費	係留施設の延長(港湾)
その他の土木費	人
小学校費	教職員数
中学校費	教職員数
高等学校費	生徒数
特殊教育諸学校費	学級数
その他の教育費	人
生活保護費	町村部人口
社会福祉費	人
衛生費	人
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
労働費	人
農業行政費	農家数
林野行政費	公有林野の面積
水産行政費	水産業者数
商工行政費	人
徴収費	世帯数
恩給費	恩給受給者数
地域振興費	人

2 包括算定経費（新設）

人	口
面積	

【市町村分】

平成18年度

費目	測定単位
消防費	人
道路橋りょう費	道路の面積
港湾費	係留施設の延長(港湾)
都市計画費	都市計画区域内における人口
公園費	人
下水道費	人
小学校費	児童数
中学校費	学級数
高等学校費	生徒数
その他の教育費	人
生活保護費	幼稚園の幼児数
社会福祉費	市部人口
衛生費	人
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
労働費	人
農業行政費	農家数
林業行政費	林業及び水産業の従業者数
商工行政費	人
徴収費	世帯数
恩給費	人
企画振興費	人
その他の費	人
道路橋りょう費	道路の延長
港湾費	係留施設の延長(港湾)
都市計画費	都市計画区域内における人口
公園費	人
下水道費	人
小学校費	学級数
中学校費	学級数
高等学校費	生徒数
その他の教育費	人
生活保護費	幼稚園の幼児数
社会福祉費	65歳以上人口
衛生費	人
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
労働費	人
農業行政費	農家数
林業行政費	林業及び水産業の従業者数
商工行政費	人
徴収費	世帯数
恩給費	人
企画振興費	人
その他の費	人

平成19年度

1 個別算定経費（従来型）

費目	測定単位
消防費	人
道路橋りょう費	道路の面積
港湾費	係留施設の延長(港湾)
都市計画費	都市計画区域内における人口
公園費	人
下水道費	人
小学校費	児童数
中学校費	学級数
高等学校費	生徒数
その他の教育費	人
生活保護費	幼稚園の幼児数
社会福祉費	市部人口
衛生費	人
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
労働費	人
農業行政費	農家数
林業行政費	林業及び水産業の従業者数
商工行政費	人
徴収費	世帯数
恩給費	人
企画振興費	人
その他の費	人
道路橋りょう費	道路の延長
港湾費	係留施設の延長(港湾)
都市計画費	都市計画区域内における人口
公園費	人
下水道費	人
小学校費	学級数
中学校費	学級数
高等学校費	生徒数
その他の教育費	人
生活保護費	幼稚園の幼児数
社会福祉費	65歳以上人口
衛生費	人
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
労働費	人
農業行政費	農家数
林業行政費	林業及び水産業の従業者数
商工行政費	人
徴収費	世帯数
恩給費	人
企画振興費	人
その他の費	人

2 包括算定経費（新設）

人	口
面積	

17

令和2年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局
令和元年12月20日

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保

- ・ 一般財源総額について、前年度を0.7兆円上回る63.4兆円を確保するとともに、水準超経費を除く交付団体ベースでは前年度を1.1兆円上回る61.8兆円を確保
- ・ 地方交付税総額について前年度を0.4兆円上回る16.6兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から抑制

一般財源総額 63.4兆円(前年度比+0.7兆円、前年度 62.7兆円)

一般財源総額(交付団体ベース) 61.8兆円(同+1.1兆円、同 60.7兆円)

- ・ 地方税・地方譲与税 43.5兆円(前年度比 +0.7兆円、前年度 42.9兆円)
- ・ 地方特別交付金 0.2兆円(同 ▲0.2兆円、同 0.4兆円)
- ・ 地方交付税 16.6兆円(同 +0.4兆円、同 16.2兆円)
- ・ 臨時財政対策債 3.1兆円(同 ▲0.1兆円、同 3.3兆円)

※増減処理のため合計が一致しない場合がある

(2) 偏在是正財源を活用した歳出の計上

- ・ 地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、新たに地域社会再生事業費(仮称)を0.4兆円計上

(3) 防災・減災対策の推進

- ・ 地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、新たに「緊急浚渫推進事業費(仮称)」を0.1兆円計上
- ・ 災害防止・国土保全機能強化などの観点から、森林整備を一層推進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を5年間で2,300億円活用し、令和2年度は森林環境譲与税を400億円確保(前年度の200億円から倍増)するとともに、特別会計借入金金を200億円償還
- ・ 都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保するための経費に対して地方財政措置

(4) 地方財政の健全化

- ・ 臨時財政対策債を、前年度から0.1兆円抑制(①3.3兆円→②3.1兆円)するとともに、令和2年度末残高見込みは0.5兆円縮減(①53.8兆円→②53.3兆円)

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復興・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.4兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

主な歳入歳出の概要

通常収支分		(単位:兆円、%)		
区分	2年度 A	元年度 B	増減額 O=A-B	増減率 C/B
地方譲与税	40.9	40.2	0.8	1.9
地方特例交付金	2.6	2.7	▲0.1	▲3.8
地方交付税	0.2	0.4	▲0.2	▲53.8
地方庫支金	16.6	16.2	0.4	2.5
国庫支金	15.2	14.7	0.5	3.4
地方債	9.3	9.4	▲0.1	▲1.6
臨時財政対策債	3.1	3.3	▲0.1	▲3.6
臨時財政対策債以外	6.1	6.2	▲0.0	▲0.5
その他の計	5.9	6.0	▲0.0	▲0.7
一般財源	90.7	89.6	1.1	1.3
(水準超経費を除く交付団体ベース)	63.4	62.7	0.7	1.2
	61.8	60.7	1.1	1.8
給与関係経費	20.3	20.3	▲0.0	▲0.2
一般行政経費	40.4	38.4	2.0	5.1
うち補償	22.7	21.5	1.2	5.8
うち単独	14.8	14.5	0.3	2.1
うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
うち地域社会再生事業費(仮称)	0.4	-	0.4	皆増
公債償補修費	11.7	11.9	▲0.2	▲1.8
維持補修費	1.4	1.3	0.1	7.5
うち緊急浚渫推進事業費(仮称)	0.1	-	0.1	皆増
投資的経費	12.8	13.0	▲0.3	▲2.0
直轄・補助	6.6	6.9	▲0.3	▲3.7
単独	6.1	6.1	0.0	0.0
うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
うち公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
うち緊急自然災害防止対策事業費	0.3	0.3	0.0	0.0
営企業繰出金	2.5	2.5	▲0.0	▲1.9
水準超経費	1.7	2.0	▲0.4	▲17.2
計	90.7	89.6	1.1	1.3

※ 精査中のものであり、今後、異動する場合がある。
※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

令和2年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局
令和元年12月20日

I 令和2年度の地方財政の姿

1 通常収支分

- ① 地方財政計画の規模 90兆7,400億円程度 (①89兆5,930億円、+1兆1,500億円程度、+1.3%程度)
- ② 地方一般歳出 75兆8,500億円程度 (①74兆1,159億円、+1兆7,300億円程度、+2.3%程度)
- ③ 一般財源総額 63兆4,318億円 (①62兆7,072億円、+ 7,246億円、+ 1.2%)
・水準超経費を除く
交付団体ベース
- ④ 地方交付税の総額 16兆5,882億円 (①16兆1,809億円、+ 4,073億円、+ 2.5%)
- ⑤ 地方税及び地方譲与税 43兆5,452億円 (①42兆8,756億円、+ 6,696億円、+ 1.6%)
- ⑥ 地方特例交付金 2,007億円 (① 4,340億円、▲ 2,333億円、▲ 53.8%)
- ⑦ 臨時財政対策債 3兆1,398億円 (① 3兆2,568億円、▲ 1,171億円、▲ 3.6%)
- ⑧ 財源不足額 4兆5,285億円 (① 4兆4,101億円、+ 1,183億円、+ 2.7%)

2 東日本大震災分

- (1) 復旧・復興事業
 - ① 震災復興特別交付税 3,742億円 (① 4,049億円、▲ 307億円、▲ 7.6%)
 - ② 規模 9,000億円程度 (①1兆987億円、▲ 2,000億円程度、▲18.1%程度)
- (2) 全国防災事業
 - 規模 1,092億円 (① 1,058億円、+ 34億円、+ 3.2%)

II 通常収支分

地方団体が、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和元年度を0.7兆円上回る額を確保（交付団体ベースの一般財源総額は令和元年度を1.1兆円上回る額を確保）

1 地方財源の確保

一般財源総額 63兆4,318億円（前年度比 +7,246億円、+1.2%）
一般財源（交付団体ベース）の総額 61兆7,518億円（同 +1兆746億円、+1.8%）
※ 一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合） 66.4%程度（①66.4%）

- ・地方税 40兆9,366億円（前年度比+7,733億円、+1.9%）
- ・地方譲与税 2兆6,086億円（同 ▲1,037億円、▲3.8%）
- ・地方交付税 16兆5,882億円（同 +4,073億円、+2.5%）
- ・地方特例交付金 2,007億円（同 ▲2,333億円、▲53.8%）
- ・臨時財政対策債 3兆1,398億円（同 ▲1,171億円、▲3.6%）

地方債 9兆2,783億円（前年度比 ▲1,500億円、▲1.6%）

- ・臨時財政対策債 3兆1,398億円（前年度比 ▲1,171億円、▲3.6%）
- ・臨時財政対策債以外 6兆1,385億円（同 ▲329億円、▲0.5%）
 - 通常債 5兆3,685億円（同 ▲129億円、▲0.2%）
 - 財源対策債 7,700億円（同 ▲200億円、▲2.5%）

2 地方交付税の確保

地方交付税（出口ベース） 16兆5,882億円（前年度比 +4,073億円、+2.5%）

【一般会計】

- ① 地方交付税の法定率分等
 - ・所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分 15兆898億円
 - ・国税減額補正精算分（②①、②②） 15兆3,253億円 ▲2,355億円
- ② 一般会計における加算措置（既往法定分等） 5,187億円

15兆6,085億円(a)

【特別会計】

- ① 地方法人税の法定率分 9,797 億円 (b)
1 兆 4,564 億円
- ② 交付税特別会計借入金償還額 ▲ 5,000 億円
- ③ 交付税特別会計借入金支払利子 ▲ 771 億円
- ④ 交付税特別会計剰余金の活用 + 1,000 億円
- ⑤ 返還金 + 4 億円
- 【地方交付税】 (a) + (b) 16 兆 5,882 億円

(参考) 地方交付税の推移 (兆円)

	②③	②④	②⑤	②⑥	②⑦	②⑧	②⑨	③⑩	①①	②②
地方交付税	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6

< 令和元年度補正予算 (第 1 号) に伴う精算 >

令和元年度の補正予算 (第 1 号) において国税収入が減額補正され、地方交付税法定率分の減を補填するため国の一般会計が加算した額 6,496 億円については、令和 3 年度以降 10 年間に分割して精算 (各年度の精算額 650 億円)

3 臨時財政対策債の抑制

臨時財政対策債 3兆1,398億円 (前年度比 ▲1,171億円、▲3.6%)
臨時財政対策債残高 53.3兆円 (同 ▲ 0.5兆円、▲0.9%)
(令和 2 年度末見込み)

4 地域社会再生事業費 (仮称) の創設

偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費 (仮称)」4,200 億円を計上
地方財政計画において、不交付団体の水準超経費が同程度抑制されることから、歳出全体としては増となっていない

- 地域社会再生事業費 (仮称) 4,200 億円

5 まち・ひと・しごと創生事業費の確保

平成 27 年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、第 2 期のまち・ひと・しごと創生総合戦略が始まる令和 2 年度においても、引き続き 1 兆円を確保

6 社会保障の充実及び人づくり革命等

社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

- ※下記金額は、国・地方所管額の合計
- 社会保障の充実分の事業費 2 兆 7,111 億円 (①2 兆 1,930 億円)
 - 社会保障 4 経費に係る公経済負担増分の事業費 6,045 億円 (① 4,728 億円)
 - 人づくり革命に係る事業費 1 兆 5,857 億円 (① 4,839 億円)

7 緊急浸没推進事業費 (仮称) の創設

地方団体が単独事業として実施する河川等の浸没を推進するため、新たに「緊急浸没推進事業費 (仮称)」を計上

- 緊急浸没推進事業費 (仮称) 900 億円
 - 各分野での個別計画に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防及び治山に係る浸没について、令和 2 年度から 6 年度まで地方債の特例措置を講ずる (地方財政法を改正)

8 森林環境譲与税の増額

災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額 (森林環境税法等を改正)

- 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額 令和 2～6 年度までの 5 年間で 2,300 億円
- 令和 2 年度の森林環境譲与税 400 億円 (①200 億円)
- 令和 2 年度の特別会計借入金償還額 200 億円※
 - ※ 令和元年度の森林環境譲与税の財源として交付税特別会計において借り入れた額の償還

9 技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化

都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費に対して地方財政措置を講ずる

10 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策や防災インフラの整備の推進のため、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の対象事業を拡充

11 会計年度任用職員制度の施行への対応

会計年度任用職員制度が令和2年度から施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費について一般行政経費（単独）等に計上

- ・ 一般行政経費（単独） 1,690 億円
- ・ 公営企業繰出金 48 億円

12 次世代型行政サービスへの推進

Society5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の全国的な整備及び高度化を推進するため地方財政措置を拡充するとともに、条件不利地域において地域課題の解決等を図るため、5G等の先端的な情報通信技術の導入に要する経費に対して地方財政措置を講ずる

13 地域医療の確保

地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営条件の厳しい地域における二次救急や災害時等の拠点となる中移的な公立病院について、その機能を維持するための繰出しに対して地方財政措置を講ずるとともに、周産期医療・小児医療など、特に公立病院が役割を果たすことが期待される分野について、地方財政措置を拡充

14 公営競技納付金制度の延長

公営競技施行者に偏在する収益金の全国的な均てん化のための公営競技納付金制度について、令和2年度で現行制度の期限が到来することから、現行制度と同一内容で令和7年度まで延長（地方財政法を改正）

※ 公営競技納付金制度：公営競技施行者で一定の黒字団体が、収益金の一部を地方公共団体金融機構に納付し、機構が地方団体に對する貸付金の利下げに利用

15 財源不足の補填

令和2年度における財源不足額 4兆5,285億円（前年度比 +1,183 億円、+2.7%）

※ 折半対象財源不足は、令和元年度に引き続き生じていない

○ 令和2年度から令和4年度までの間においては、国と地方の折半ルールを適用することとし、令和2年度においては、折半対象財源不足が生じていないことから、以下のとおり財源不足額を補填

- ① 財源対策債の発行 7,700 億円
- ② 地方交付税の増額による補填 6,187 億円
 - ・ 一般会計における加算措置（既往法定分等） 5,187 億円
 - ・ 交付税特別会計剰余金の活用 1,000 億円
- ③ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分） 3兆1,398 億円

Ⅲ 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

- 震災復興特別交付税
3,742 億円
(前年度比 ▲307 億円、▲7.6%)
- 震災復興特別交付税により措置する財政需要
 - ① 直轄・補助事業の地方負担分
2,942 億円
 - ② 地方単独事業分
406 億円
 - ・ 単独災害復旧事業
134 億円
 - ・ 中長期職員派遣、職員採用等
272 億円
 - ③ 地方税等の減収分
394 億円
 - ・ 地方税法等に基づく特例措置分
365 億円
 - ・ 条例減免分
29 億円

※ 令和2年度の所要額は、3,742 億円であるが、予算額は年度調整分 319 億円を除いた 3,423 億円（令和元年度予算額：3,250 億円）となる

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和2年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆4,090 億円

地域社会再生事業費（仮称）の創設

- 地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費（仮称）」（4,200 億円）を計上

地方交付税における算定

【算定項目】

新たな基準財政需要額の算定項目「地域社会再生事業費（仮称）」を創設し、地域社会の維持・再生に必要なとなる取組に要する経費を算定

【算定額】

地域社会再生事業費（仮称）4,200 億円程度
〔うち、道府県分 2,100 億円程度
うち、市町村分 2,100 億円程度〕

【算定方法】

測定単位を人口とした上で、地域社会の維持・再生に取り組む必要性が高い団体に重点的に配分を行う観点から、以下の2つの視点による指標を反映

① 人口構造の変化に応じた指標

人口構造の変化によって全国で生じる課題に対応

（算定に用いる指標）

- ・ 人口減少率
- ・ 年少人口比率
- ・ 高齢者人口比率
- ・ 生産年齢人口減少率

全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している団体の経費を増加

② 人口集積の度合いに応じた指標

人口集積の度合いが低い地域で、生活を支えるサービスの提供コストが拡大し、持続可能性が低下することに対応

（算定に用いる指標）

- ・ 非人口集中地区（人口密度4,000人未満）の人口を基本とした指標
〔特に人口密度の低い地域の人口を増加〕

人口密度が低く持続可能性の深刻な危機に直面している地域の人口を増加

※ 上記算定とは別途、都道府県が実施する技術職員の充実等（市町村支援及び中長期派遣体制の強化）に要する経費について、総務省に報告した増加職員数に応じて算定

緊急浸没推進事業費（仮称）の創設

- 令和元年台風19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浸没（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浸没を実施できるよう、新たに「緊急浸没推進事業費（仮称）」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浸没経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

1. 対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浸没

※1 浸没には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※2 河川、ダム、砂防、治山に係る浸没について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に示した上で、各地方団体の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

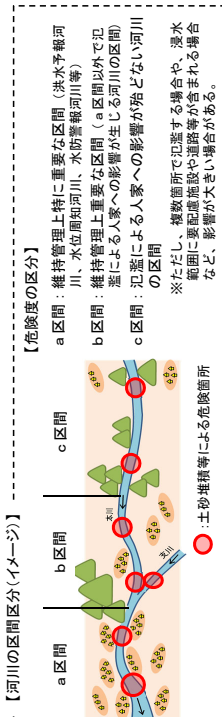
4. 事業費

900億円（令和2年度）

※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

<参> 河川の浸没の例

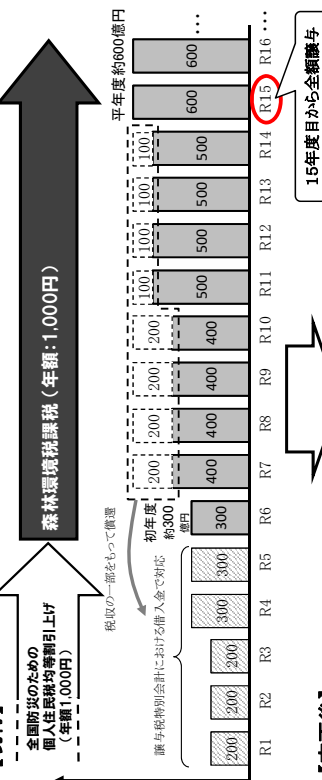
堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浸没を実施



森林環境譲与税の増額

- 令和元年台風15号において倒木による停電被害が拡大したことをはじめ、近年、森林の保水力が低下したことにより洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大な被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題
- このため、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することにより、森林整備などを一層推進（森林環境税法等を改正）

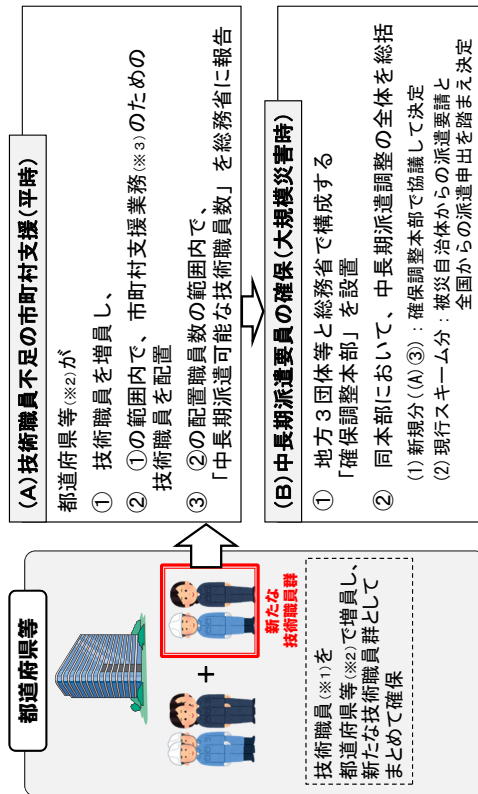
【現行】



技術職員の充実等（市町村支援・中長期派遣体制の強化）

- 近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化
- さらに、大規模災害時において、技術職員の中長期派遣を求める声が強いの、恒常的に不足している状況
- このため、都道府県等が技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費に対して、地方財政措置を講ずる

1. 制度概要



※1 土木技師、建築技師、農業土木技師、林業技師
 ※2 市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を増員・配置する市町村を含む
 ※3 市町村の公共施設管理等に對する支援、災害査定・復旧事業等に對する支援 など

2. 地方財政措置

偏在是正措置により生じる財源を活用し、総務省に報告した職員数(A)③に係る人件費について、普通交付税措置（「地域社会再生事業費（仮称）」において、報告数に応じて算定）

※ 市町村分については特別交付税措置

緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策や防災インフラの整備の推進のため、地方財政措置を拡充

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

【対象事業の拡充】

- 指定避難所や災害対策の拠点施設等の浸水対策（電源設備等の高上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等）
- 洪水浸水想定区域等からの消防署の移転

【経過措置】

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

※ 事業年度終了後の本事業費の在り方については、期間終了時の地方団体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

（参 考）緊急防災・減災事業費

＜地方財政措置＞

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

＜事業年度＞

平成29年度～令和2年度



＜消防署の浸水対策（イメージ）＞

2. 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充等

【対象事業の拡充】 ※ 令和元年度から適用

道路防災（法面・盛土対策、冠水対策等）、急傾斜地崩壊（市町村分）

農業水利施設（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））

※ 災害の発生予防、拡大防止を目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業が対象

【経過措置】

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

※ 「事業年度終了後の本事業費の在り方については、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の動向等も踏まえて検討

（参 考）緊急自然災害防止対策事業費

＜地方財政措置＞

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

＜事業年度＞

令和元年度～令和2年度



＜道路の法面対策（イメージ）＞

ICTインフラ整備の推進

- Society5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の整備状況の地域間格差を是正するため、全国的な整備の推進とともに、高速・大容量の5Gへの移行等に伴う高度化の推進が必要
- このため、地域活性化事業債の「地域情報通信基盤整備事業」の対象を拡充するとともに、過疎対策事業債に「光ファイバ等整備特別分」を創設

1. 地域活性化事業債の「地域情報通信基盤整備事業」の拡充

(1) 対象団体

条件不利地域(※)又は民間事業者による整備が見込めない地域を有する市町村

※ 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪法、辺地法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法又は過疎対策法において規定される条件不利地域

(2) 対象事業の拡充

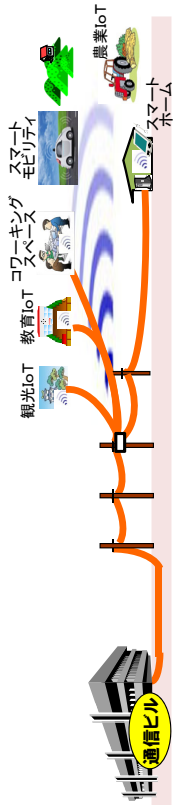
地方団体が単独事業として実施する以下の事業（下線部分）を対象に追加

対 象 事 業	充当率	交付税措置率
① 光ファイバの新設		
② 光ファイバの高度化を伴う更新	90%	30%
③ ケーブルテレビの光化		
④ ケーブルテレビの光ファイバの高度化を伴う更新		

2. 過疎対策事業債における「光ファイバ等整備特別分」の創設

過疎対策事業債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%）のハード事業のうち、光ファイバ等の整備に関する事業を「光ファイバ等整備特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等予定額を確保

※ 対象事業は上記1. (2)①～④と同じであり、地方単独事業のみならず、国庫補助事業についても対象



先端的な情報通信技術の導入の推進

1. 条件不利地域における先端的な情報通信技術の導入の推進

人口減少・少子高齢化が進行する中で、地方団体が5G・IoT・AIなどの先端的な情報通信技術を活用して地域課題の解決に取り組めるよう、これらの技術の導入に要する経費について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象団体

条件不利地域(※)を有する地方団体

※ 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪法、辺地法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法又は過疎対策法において規定される条件不利地域

(2) 対象事業

地方団体が条件不利地域において地域住民の生活の維持・向上に必要なサービスを提供するための5G・IoT・AIなど先端的な情報通信技術の導入経費

(3) 地方財政措置（特別交付税措置）

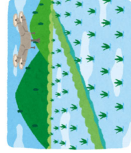
措置率：0.5（財政力補正あり）

※ 各年度の事業費上限額

道府県：1億2,000万円、市町村：4,000万円



テレビ電話を活用した
遠隔診療



ドローンを活用した
スマート農林水産業

2. 自治体行政のスマート化の実現のための取組の推進

地方団体が自治体行政の高度化・効率化を実現し、持続可能な行政サービスを提供するために必要な技術を導入する経費について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象事業

RPA、共同オンライン申請システム、インフラ点検に必要なドローン等、地方公務員向けテレワークの導入経費

(2) 地方財政措置（特別交付税措置）

措置率：0.5（財政力補正あり）

※ RPAの導入については措置率0.3（財政力補正あり）



RPAの導入

地域医療の確保（公立病院に対する地方財政措置の見直し）

- 地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営条件の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院に対し、その機能を維持するための繰出しに対して、地方財政措置を講ずる
- 周産期医療・小児医療など、特に公立病院が役割を果たすことが期待される分野について、地方財政措置を拡充

1. 不採算地区の中核的な公立病院に対する特別交付税措置の創設

① 対象要件

- 不採算地区※に所在する100床以上500床未満の許可病床を有する公立病院であって、次の i) 及び ii) を満たすこと
 - ※ 当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が15km以上となる位置に所在していること
 - 又は 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5km以内の人口が10万人未満であること
- i) 都道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること
- ii) へき地拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること

② 地方財政措置

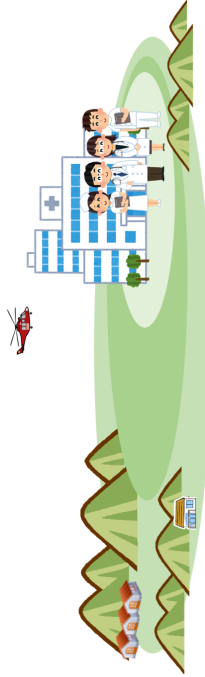
要件に該当する中核的病院の機能を維持するために特に必要な経費（医師確保に要する経費、災害拠点等としての機能維持に要する経費等）に係る繰出しに対し、特別交付税措置を講ずる（措置額については、中核的な公立病院の経営状況を踏まえ、今後検討）

地域医療構想の更なる推進に向け、令和2年度に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、令和3年度以降の更なる公立病院の改革のプランの策定を要請することとしており、不採算地区の中核的な公立病院に対する地方財政措置については、この更なる改革プランの策定を要件とする。（現行の不採算地区の公立病院に対する地方財政措置についても同様）

2. 周産期医療・小児医療等に対する特別交付税措置の拡充

周産期医療、小児医療、小児救急及び救命救急センターに対する特別交付税措置を概ね2割程度拡充するとともに、不採算地区の病院（100床未満）について経営状況等を踏まえ特に病床数が少ない病院を中心に特別交付税措置を拡充

※ 上記1. 2. のほか、公的病院等に対しても上記の措置に準じた措置を講ずる



主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

		(単位：億円)	
区 分		令和2年度 (見込)	令和元年度
歳入	合 計 ①	907,400 程度	895,930
地方譲与税	税 ②	409,366	401,633
地方特例交付金	④	26,086	27,123
地方交付税	⑤	2,007	4,340
地方債	⑥	165,882	161,809
うち臨時財政対策債	⑦	92,783	94,282
復興・復興事業充当	⑧	▲ 86	▲ 90
全国防災事業充当	⑨	▲ 335	▲ 312
主な地方財政関係指標			
一般財源総額	②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	634,318	627,072
一般財源比率	$\frac{②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨}{①}$	66.4% 程度	66.4%
地方債依存度	$\frac{⑥}{①}$	10.2% 程度	10.5%

(参考)

- 地方の借入金残高 189兆円程度（令和2年度末見込み）
(東日本大震災分を含む)
- ※ 令和元年度末見込み 192兆円程度
- 交付税特別会計借入金残高 30.7兆円（令和2年度末見込み）
※ 令和元年度末見込み 31.2兆円

1. 令和2年度地方財政収支見通しの概要(通常収支分)

項 目	令和2年度 (見込)	令和元年度	増減率 (見込)
地方譲与税	409,366 億円	401,633 億円	1.9 %
地方交付金	26,086 億円	27,123 億円	▲ 3.8 %
地方交付税	2,007 億円	4,340 億円	▲ 53.8 %
地方債	165,882 億円	161,809 億円	2.5 %
うち臨時財政対策債	92,783 億円	94,282 億円	▲ 1.6 %
うち国庫・地方債	31,398 億円	32,568 億円	▲ 3.6 %
うち国庫・地方債	▲ 86 億円	▲ 90 億円	▲ 4.4 %
うち国庫・地方債	▲ 335 億円	▲ 312 億円	7.4 %
収入合計	907,400 億円	895,930 億円	約 1.3 %
一般財源	634,318 億円	627,072 億円	約 1.2 %
(水準超過費を除く交付団体ベース)	617,518 億円	606,772 億円	約 1.8 %
給与関係費	202,900 億円	203,307 億円	約 ▲ 0.2 %
退職手当	187,600 億円	187,685 億円	約 ▲ 0.0 %
退職手当	15,300 億円	15,622 億円	約 ▲ 2.1 %
一般行政経費	403,800 億円	384,197 億円	約 5.1 %
うち補助	227,200 億円	214,845 億円	約 5.8 %
うち単独	147,500 億円	144,504 億円	約 2.1 %
うちまち・ひと・しごと創生事業費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
うち地域社会再生事業費(仮称)	4,200 億円	- 億円	皆増
公債	117,000 億円	119,088 億円	約 ▲ 1.8 %
維持補修費	14,500 億円	13,491 億円	約 7.5 %
うち緊急浸透推進事業費(仮称)	900 億円	- 億円	皆増
投資的経費	127,600 億円	130,153 億円	約 ▲ 2.0 %
うち直轄・補助	66,500 億円	69,077 億円	約 ▲ 3.7 %
うち単独	61,100 億円	61,076 億円	約 0.0 %
うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800 億円	4,800 億円	0.0 %
うち緊急自然災害防止対策事業費	3,000 億円	3,000 億円	0.0 %
営企業繰出金	24,900 億円	25,394 億円	約 ▲ 1.9 %
うち企業債償還費普通会計負担分	15,100 億円	15,383 億円	約 ▲ 1.8 %
水準超過経費	16,800 億円	20,300 億円	約 ▲ 17.2 %
支出合計	907,400 億円	895,930 億円	約 1.3 %
(水準超過費を除く交付団体ベース)	890,600 億円	875,630 億円	約 1.7 %
繰上一般繰出	758,500 億円	741,159 億円	約 2.3 %

(注) 令和3年度における東京圏内区分については、一般行政経費(債権)を含めて算出している。
(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精度の結果、異動する場合がある。

2. 令和2年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

項 目	令和2年度 (見込)	令和元年度	増減率 (見込)
震災復興特別交付税	3,742 億円	4,049 億円	▲ 7.6 %
国庫支出金	約 5,100 億円	6,768 億円	約 ▲ 24.6 %
地方債	15 億円	12 億円	25.0 %
一般財源充当分	86 億円	90 億円	▲ 4.4 %
計	約 9,000 億円	10,987 億円	約 ▲ 18.1 %
直轄・補助事業費	約 8,100 億円	9,992 億円	約 ▲ 18.9 %
地方単独事業費	800 億円	853 億円	▲ 6.2 %
うち地方税等の減収分見合い歳出	394 億円	356 億円	約 10.7 %
計	約 9,000 億円	10,987 億円	約 ▲ 18.1 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精度の結果、異動する場合がある。

(2) 全国防災事業

項 目	令和2年度 (見込)	令和元年度	増減率 (見込)
地方税	756 億円	745 億円	1.5 %
一般財源充当分	335 億円	312 億円	7.4 %
入	1 億円	1 億円	0.0 %
計	1,092 億円	1,058 億円	3.2 %
債	1,092 億円	1,058 億円	3.2 %
計	1,092 億円	1,058 億円	3.2 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精度の結果、異動する場合がある。

(参 考)

令和2年度地方財政収支見通しの概要
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

項 目	令和2年度 (見込)	令和元年度	増減率 (見込)
地方交付税	410,122 億円	402,378 億円	1.9 %
地方特例交付金	26,086 億円	27,123 億円	▲ 3.8 %
地方交付税	2,007 億円	4,340 億円	▲ 53.8 %
震災復興特別交付税以外	169,624 億円	165,858 億円	2.3 %
震災復興特別交付税	165,882 億円	161,809 億円	2.5 %
震災復興特別交付税	3,742 億円	4,049 億円	▲ 7.6 %
臨時財政対策債	92,798 億円	94,294 億円	▲ 1.6 %
臨時財政対策債	31,398 億円	32,568 億円	▲ 3.6 %
収入一般財源	917,500 億円	907,975 億円	約 1.0 %
支出一般財源	639,237 億円	632,268 億円	約 1.1 %
給与関係経費	202,900 億円	203,307 億円	約 ▲ 0.2 %
退職手当外当	187,600 億円	187,685 億円	約 ▲ 0.0 %
一般行政経費	15,300 億円	15,622 億円	約 ▲ 2.1 %
うち補助分	403,800 億円	384,197 億円	約 5.1 %
うち単独分	227,200 億円	214,845 億円	約 5.8 %
うちまち・ひと・しごと創生事業費	147,500 億円	144,504 億円	約 2.1 %
うち地域社会再生事業費(仮称)	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
うち地域社会再生事業費(仮称)	4,200 億円	- 億円	皆増
通常補償経費	117,000 億円	119,088 億円	約 ▲ 1.8 %
うち緊急復旧推進事業費(仮称)	14,500 億円	13,491 億円	約 7.5 %
投資的経費	900 億円	- 億円	皆増
うち直轄・補助分	127,600 億円	130,153 億円	約 ▲ 2.0 %
うち単独分	66,500 億円	69,077 億円	約 ▲ 3.7 %
うち緊急防災・減災事業費	61,100 億円	61,076 億円	約 0.0 %
うち公共施設等矯正管理事業費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
うち緊急防災・減災事業費	4,800 億円	4,800 億円	0.0 %
うち緊急自然災害防止対策事業費	3,000 億円	3,000 億円	0.0 %
公営企業繰出金	24,900 億円	25,394 億円	約 ▲ 1.9 %
うち企業価値改善普通会計負担分	15,100 億円	15,383 億円	約 ▲ 1.8 %
水準超経費	16,800 億円	20,300 億円	約 ▲ 17.2 %
復興事業経費	10,987 億円	10,987 億円	約 ▲ 18.1 %
復興事業経費	9,000 億円	1,058 億円	約 3.2 %
国土防衛一般経費	1,092 億円	1,058 億円	約 3.2 %
支出一般会計	917,500 億円	907,975 億円	約 1.0 %
地方一般会計	767,400 億円	752,078 億円	約 2.0 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、詳細は概要の結果、変動する場合があります。

(参 考 1)

地方財政計画の伸び率等の推移

(単位：%)

年 度	地方財政計画	対 前 年 度 伸 び 率	地 方 税	地 方 交 付 税
昭和60年度	4. 6	3. 5	10. 6	10. 9
61	4. 6	4. 3	6. 9	4. 0
62	2. 9	2. 9	0. 6	0. 6
63	6. 3	5. 7	9. 4	7. 5
平成元年度	8. 6	7. 1	8. 1	17. 3
2	7. 0	6. 7	7. 5	10. 3
3	5. 6	7. 4	6. 1	7. 9
4	4. 9	5. 9	4. 1	5. 7
5	2. 8	4. 4	1. 6	▲ 1. 6
6	3. 6	4. 6	5. 7	0. 4
7	4. 3	3. 6	3. 6	4. 2
8	3. 4	2. 3	0. 1	4. 3
9	2. 1	0. 9	9. 6	1. 7
10	0. 0	▲ 1. 6	3. 9	2. 3
11	1. 6	1. 8	▲ 8. 3	19. 1
12	0. 5	▲ 0. 9	▲ 0. 7	2. 6
13	0. 4	▲ 0. 6	1. 5	5. 0
14	▲ 1. 9	▲ 3. 3	▲ 3. 7	▲ 4. 0
15	▲ 1. 5	▲ 2. 0	▲ 6. 1	▲ 7. 5
16	▲ 1. 8	▲ 2. 3	0. 5	▲ 6. 5
17	▲ 1. 1	▲ 1. 2	3. 1	0. 1
18	▲ 0. 7	▲ 1. 2	4. 7	▲ 5. 9
19	▲ 0. 0	▲ 1. 1	15. 7	▲ 4. 4
		(6. 5)		
20	0. 3	0. 0	0. 2	1. 3
21	▲ 1. 0	0. 7	▲ 10. 6	2. 7
22	▲ 0. 5	0. 2	▲ 10. 2	6. 8
23	0. 5	0. 8	2. 8	2. 8
24	▲ 0. 8	▲ 0. 6	0. 8	0. 5
25	0. 1	▲ 0. 1	1. 1	▲ 2. 2
26	1. 8	2. 0	2. 9	▲ 1. 0
27	2. 3	2. 3	7. 1	▲ 0. 8
28	0. 6	0. 9	3. 2	▲ 0. 3
29	1. 0	1. 0	0. 9	▲ 2. 2
30	0. 3	0. 9	0. 9	▲ 2. 0
令和元年度	3. 1	4. 0	1. 9	1. 1
2	1. 3	2. 3	1. 9	2. 5

(注1) () 内は、税源移譲分を除いた伸率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸率である。

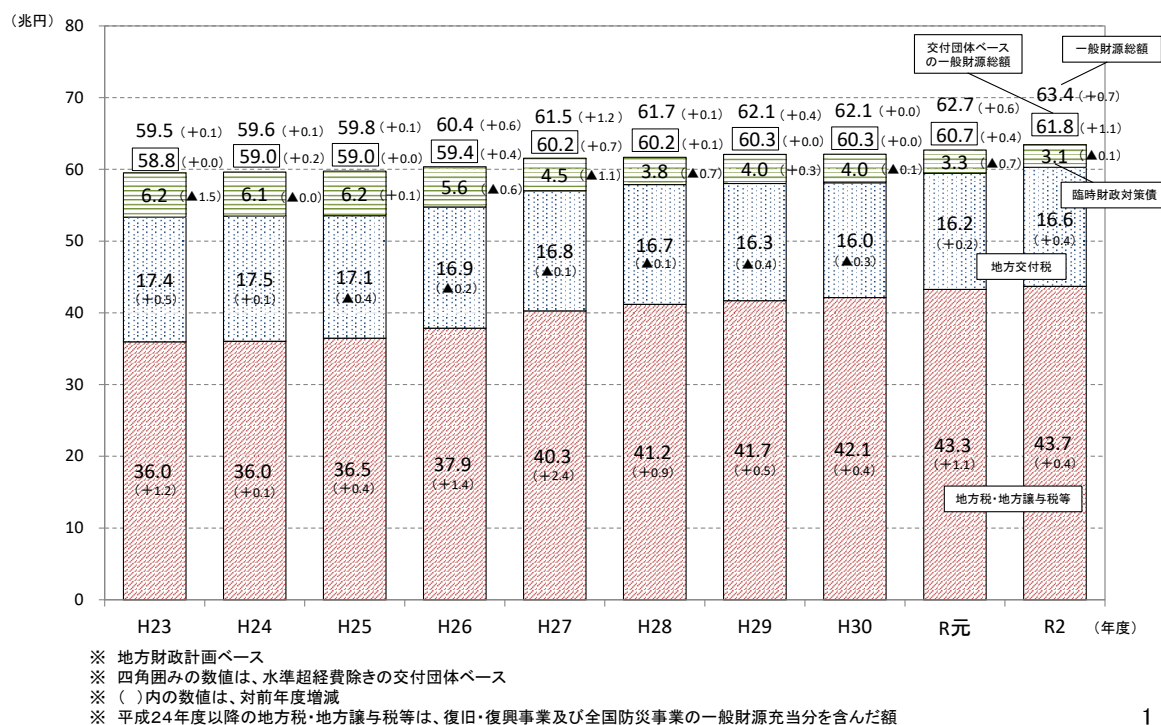
参 考 資 料

(参 考 2)

地 方 債 等 関 係 資 料

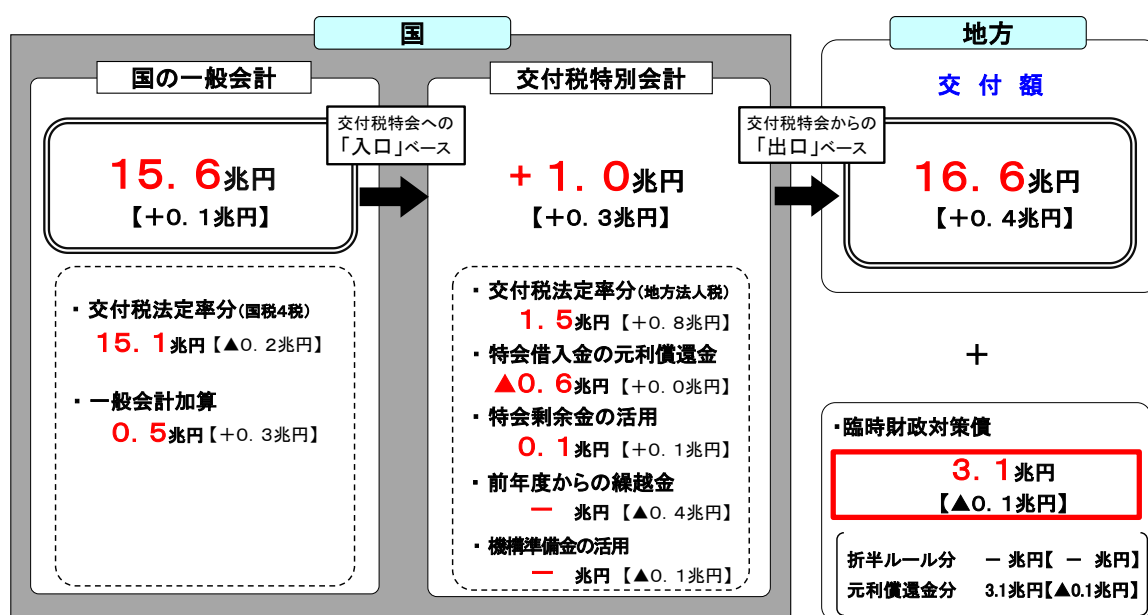
年 度	地 計	地 方 債 額 (億円)	対 前 年 度 増 減 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地 方 の 借 入 金 残 高 (兆円)
昭和60年度	39,500		▲ 8,102	7.8	57
61	44,290		4,790	8.4	61
62	53,900		9,610	9.9	64
63	60,481		6,581	10.4	66
平成元年度	55,592		▲ 4,889	8.8	66
2	56,241		649	8.4	67
3	56,107		▲ 134	7.9	70
4	51,400		▲ 4,707	6.9	79
5	62,254		10,854	8.1	91
6	103,915		41,661	13.1	106
7	113,054		9,139	13.7	125
8	129,620		16,566	15.2	139
9	121,285		▲ 8,335	13.9	150
10	110,300		▲ 10,985	12.7	163
11	112,804		2,504	12.7	174
12	111,271		▲ 1,533	12.5	181
13	119,107		7,836	13.3	188
14	126,493		7,386	14.4	193
15	150,718		24,225	17.5	198
16	141,448		▲ 9,270	16.7	201
17	122,619		▲ 18,829	14.6	201
18	108,174		▲ 14,445	13.0	200
19	96,529		▲ 11,645	11.6	199
20	96,055		▲ 474	11.5	197
21	118,329		22,274	14.3	199
22	134,939		16,610	16.4	200
23	114,772		▲ 20,167	13.9	200
24	111,654		▲ 3,118	13.6	201
25	111,517		▲ 137	13.6	201
26	105,570		▲ 5,947	12.7	201
27	95,009		▲ 10,561	11.1	199
28	88,607		▲ 6,402	10.3	197
29	91,907		3,300	10.6	196
30	92,186		279	10.6	194
令和元年度	94,282		2,096	10.5	192程度
2	92,783		▲ 1,500	10.2程度	(見込) 189程度 (見込)

地方一般財源総額の推移



1

令和2年度地方交付税の姿



※1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある
 ※2 【 】内は令和元年度地方財政計画からの増減額

2

令和2年度 地方財政収支

(単位:兆円)

歳出
90.7兆円
(+1.1兆円)

給与関係経費 20.3 (▲0.0)	一般行政経費 40.4 (+2.0) 〔うち まち・ひと・しごと創生事業費 1.0(同額) うち 地域社会再生事業費(仮称) 0.4(皆増)〕	投資的 経 費 12.8 (▲0.3)	公債費 11.7 (▲0.2)	その他 5.6 (▲0.3)
--------------------------	--	------------------------------	-----------------------	----------------------

歳入
90.7兆円
(+1.1兆円)

国 庫 支出金 15.2 (+0.5)	地方 債等 11.3 (▲0.1)	地方税・地方譲与税等 43.7(+0.4)	地方交付税 16.6(+0.4)	[0.6] [3.1] [0.8] 元利償還分 3.1 (▲0.1) 臨時財政対策債 建設地方債の増発
------------------------------	----------------------------	--------------------------	---------------------	--

財源不足額 4.5兆円(+0.1兆円)

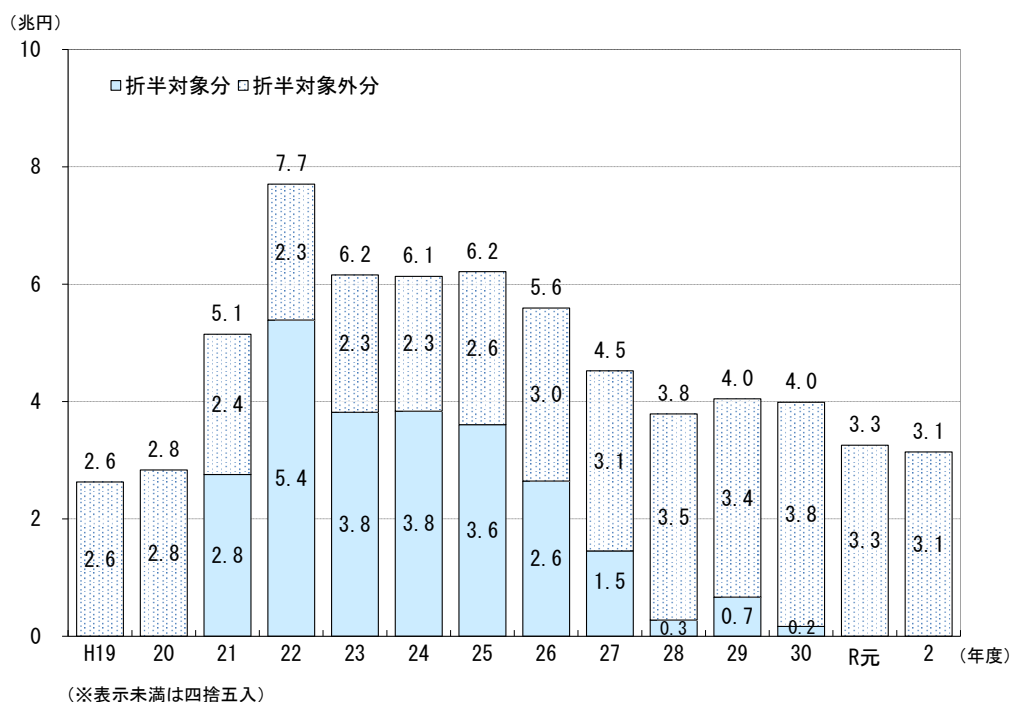
地方一般財源総額 63.4兆円(+0.7兆円)

<参考>臨時財政対策債発行額 3.1兆円(▲0.1兆円) うち元利償還分:3.1(▲0.1) 折半ルール分:-(-)

* ()内は令和元年度当初からの増減額

3

臨時財政対策債の発行額

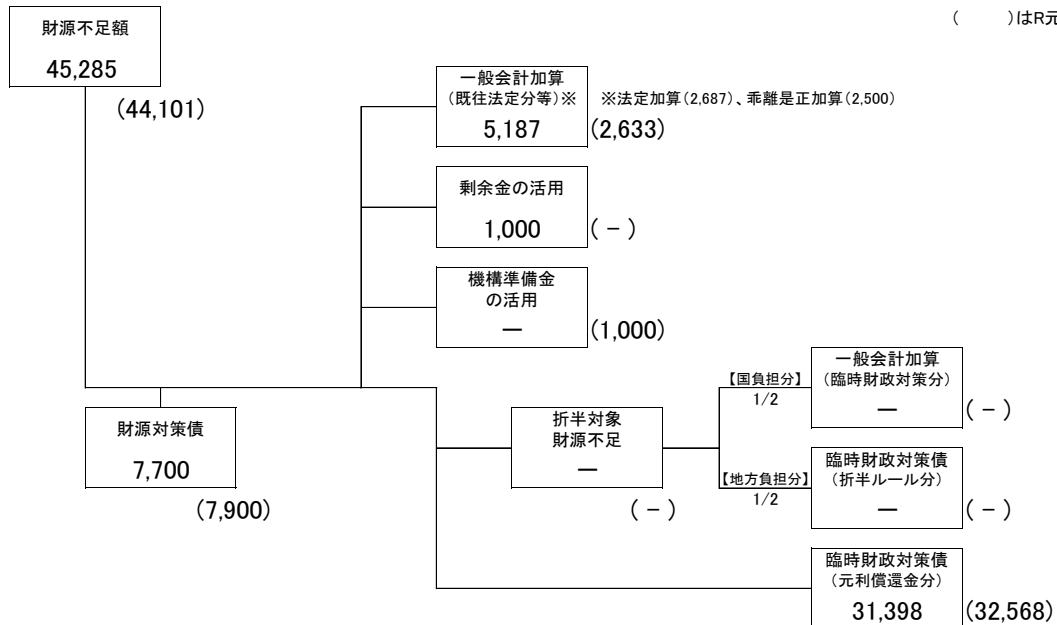


4

令和2年度 財源不足の補てん措置

(単位:億円)

()はR元年度



5

交付税特別会計借入金の計画的な償還

(単位:億円)

年度	償還計画
平成22年度末残高	336,173
23	1,000
24	1,000
25	1,000
26	2,000
27	3,000
28	4,000
29	4,000
30	4,000
令和元	4,050
2	5,000
令和2年度末残高 (見込み)	307,123

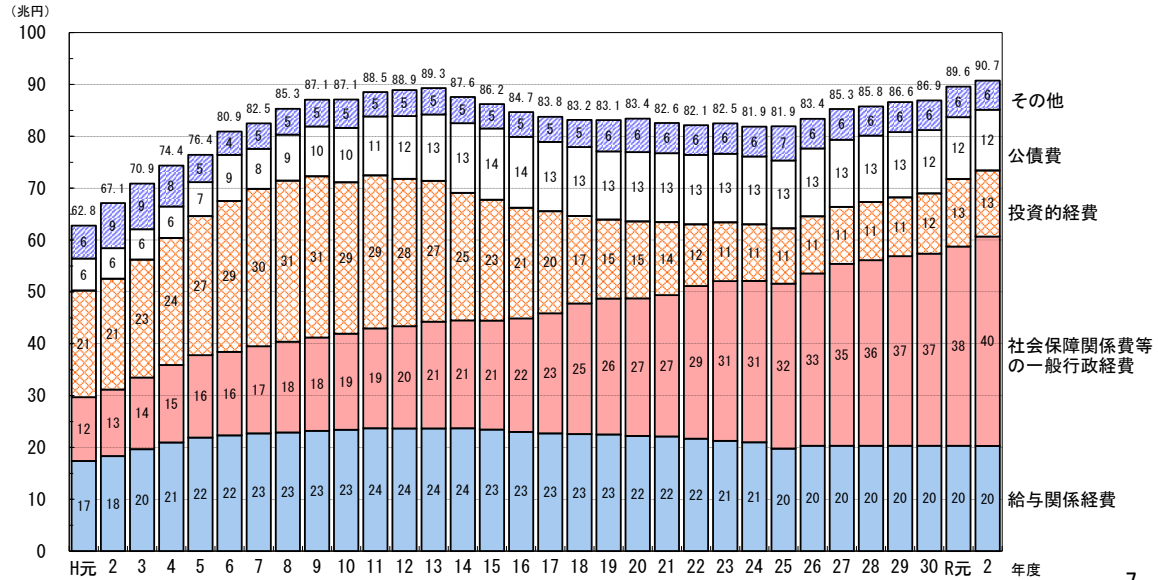
年度	償還計画
3	6,000
4	7,000
5	8,000
6	9,000
7~33	10,000
34	7,123

6

地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少している。

※令和元年度・2年度においては、人づくり革命等に係る事業費の計上により歳出が増加



7

地域社会再生事業費（仮称）の創設

○ 地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方創生を推進するための基盤となる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費（仮称）」（4,200億円）を計上

地方交付税における算定

【算定項目】

新たな基準財政需要額の算定項目「地域社会再生事業費（仮称）」を創設し、地域社会の維持・再生に必要となる取組に要する経費を算定

【算定額】

地域社会再生事業費（仮称）4,200億円程度

うち、道府県分	2,100億円程度
うち、市町村分	2,100億円程度

【算定方法】

測定単位を人口とした上で、地域社会の維持・再生に取り組む必要性が高い団体に重点的に配分を行う観点から、以下の2つの視点による指標を反映

① 人口構造の変化に応じた指標

人口構造の変化によって全国で生じる課題に対応

（算定に用いる指標）

- ・人口減少率
- ・年少人口比率
- ・高齢者人口比率
- ・生産年齢人口減少率

全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している団体の経費を割増し

② 人口集積の度合いに応じた指標

人口集積の度合いが低い地域で、生活を支えるサービスの提供コストが拡大し、持続可能性が低下することに対応

（算定に用いる指標）

- ・非人口集中地区（人口密度4,000人未満）の人口を基本とした指標
- 〔特に人口密度の低い地域の人口を割増し〕

人口密度が低く持続可能性の深刻な危機に直面している地域の人口が多い団体の経費を割増し

※ 上記算定とは別途、都道府県が実施する技術職員の充実等（市町村支援及び中長期派遣体制の強化）に要する経費について、総務省に報告した増加職員数に応じて算定

8

令和2年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

内閣官房
作成資料

新しい経済政策パッケージについて（平成29年12月8日閣議決定）（抜粋）

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分以上ずつ充てる。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	令和2年度 予算案	国分		(参考) 令和元年度 予算額
			国分	地方分	
待機児童の解消	・「子育て安心プラン」を前倒し、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。 ^(注2) ・保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。	722	358	364	536
幼児教育・保育の無償化	・3歳から5歳までの全ての子どもたち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を2019年10月から無償化。 ^(注3)	8,858	3,410	5,448	(注4) 3,882
高等教育の無償化	・少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月実施)。	5,274	4,882	392	—
介護人材の処遇改善	・リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月実施)。 ^(注5)	1,003	506	496	421
合 計		15,857	9,156	6,701	4,839

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2)「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子どもたち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子どもに相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3)就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。

(注4)幼児教育・保育の無償化に係る令和元年度の地方負担分は全額特例交付金により補填。

(注5)障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。

9

緊急浚渫推進事業費(仮称)の創設

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫(堆積土砂の撤去等)が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業費(仮称)」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設(地方財政法を改正)

1. 対象事業

各分野での個別計画(河川維持管理計画等)に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

※1 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※2 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 事業年度

令和2～6年度(5年間)

3. 地方財政措置

充当率: 100% 元利償還金に対する交付税措置率: 70%

4. 事業費

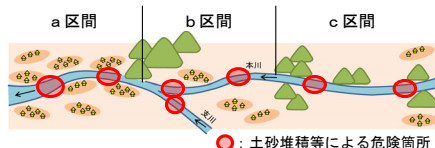
900億円(令和2年度)

※ 令和2～6年度の事業費(見込み): 4,900億円

<参 考> 河川の浚渫の例

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

【河川の区分(イメージ)】



【危険度の区分】

a区間: 維持管理上特に重要な区間(洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等)
b区間: 維持管理上重要な区間(a区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間)
c区間: 氾濫による人家への影響が殆どない河川の区間

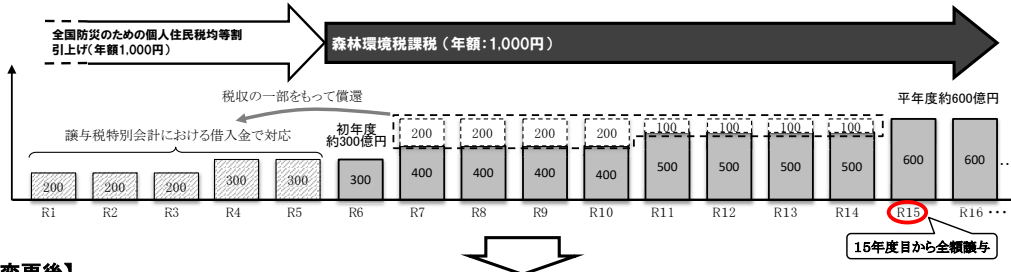
※ただし、複数箇所でも氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある。

10

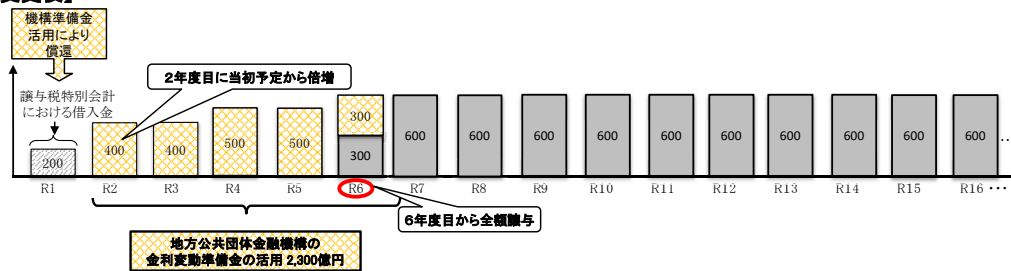
森林環境譲与税の増額

- 令和元年台風15号において倒木による停電被害が拡大したことをはじめ、近年、森林の保水力が低下したことなどにより洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大な被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題
- このため、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することにより、森林整備などを一層推進（森林環境税法等を改正）

【現行】



【変更後】

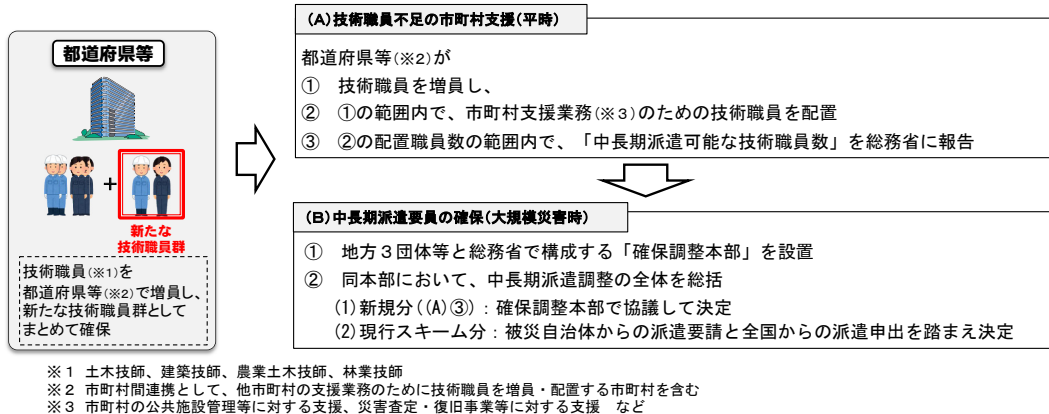


11

技術職員の充実等（市町村支援・中長期派遣体制の強化）

- 近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化
- さらに、大規模災害時において、技術職員の中長期派遣を求める声強いものの、恒常的に不足している状況
- このため、都道府県等が技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費に対して、地方財政措置を講ずる

1. 制度概要



2. 地方財政措置

偏在是正措置により生じる財源を活用し、総務省に報告した職員数((A)③)に係る人件費について、普通交付税措置(「地域社会再生事業費(仮称)」)において、報告数に応じて算定)

※ 市町村分については特別交付税措置

12

緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、令和２年度については
５，０００億円（前年度同額）を計上

（赤字部分が令和２年度地方財政対策での拡充部分）

１．対象事業

災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等

（１）災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化や浸水対策（電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等）
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 洪水浸水想定区域内等からの消防署の移転
- ④ 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi等）の整備 など

（２）災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）に係る情報伝達手段の多重化
- ② 消防の広域化又は共同化に伴う高機能消防指令センターの整備
- ③ 防災行政無線のデジタル化 など

（３）地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等） など

２．財政措置

- （１）地方債の充当率 １００％
- （２）交付税措置 元利償還金について、その７０％を基準財政需要額に算入

３．事業年度

平成２９年度から令和２年度

４．経過措置

令和２年度までに建設工事に着手した事業については、令和３年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

※ 事業年度終了後の本事業債の在り方については、期間終了時の地方団体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

13

緊急自然災害防止対策事業債について

「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」と連携しつつ、地方が単独事業として実施する河川、治山、農業水利施設等の防災インフラの整備を推進するため、「緊急自然災害防止対策事業費」を地方財政計画に計上するとともに、地方財政措置を講ずる

※赤字が令和２年度地方財政対策での拡充部分

（１）対象事業

安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業

【対象施設】 ※令和元年度から適用

道路防災（法面・盛土対策・冠水対策等）、治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊（市町村分）、河川、農業水利施設（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））、港湾・漁港防災 等

（２）事業年度

令和元年度・令和２年度（「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」の期間）

（３）地方財政措置（緊急自然災害防止対策事業債）

充当率：１００％ 元利償還金に対する交付税措置率：７０％

（４）事業費

０．３兆円（令和２年度）

（５）経過措置

令和２年度までに建設事業に着手した事業は、令和３年度以降も同様の財政措置を講じる

※ 事業年度終了後の本事業債の在り方については、「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」の動向等も踏まえて検討

14

ICTインフラ整備の推進

- Society5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の整備状況の地域間格差を是正するため、全国的な整備の推進とともに、高速・大容量の5Gへの移行等に伴う高度化の推進が必要
- このため、地域活性化事業債の「地域情報通信基盤整備事業」の対象を拡充するとともに、過疎対策事業債に「光ファイバ等整備特別分」を創設

1. 地域活性化事業債の「地域情報通信基盤整備事業」の拡充

(1) 対象団体

条件不利地域(※)又は民間事業者による整備が見込めない地域を有する市町村

※ 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪法、辺地法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法又は過疎対策法において規定される条件不利地域

(2) 対象事業の拡充

地方団体が単独事業として実施する以下の事業（下線部分）を対象に追加

対 象 事 業	充当率	交付税措置率
① 光ファイバの新設	90%	30%
② <u>光ファイバの高度化を伴う更新</u>		
③ <u>ケーブルテレビの光化</u>		
④ <u>ケーブルテレビの光ファイバの高度化を伴う更新</u>		

2. 過疎対策事業債における「光ファイバ等整備特別分」の創設

過疎対策事業債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%）のハード事業のうち、光ファイバ等の整備に関する事業を「光ファイバ等整備特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等予定額を確保

※ 対象事業は上記1. (2)①～④と同じであり、地方単独事業のみならず、国庫補助事業についても対象

15

先端的な情報通信技術の導入の推進

1. 条件不利地域における先端的な情報通信技術の導入の推進

人口減少・少子高齢化が進行する中で、地方団体が5G・IoT・AIなどの先端的な情報通信技術を活用して地域課題の解決に取り組めるよう、これらの技術の導入に要する経費について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象団体

条件不利地域(※)を有する地方団体

※ 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪法、辺地法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法又は過疎対策法において規定される条件不利地域

(2) 対象事業

地方団体が条件不利地域において地域住民の生活の維持・向上に必要なサービスを提供するための5G・IoT・AIなど先端的な情報通信技術の導入経費

(3) 地方財政措置（特別交付税措置）

措置率：0.5（財力補正あり）

※ 各年度の事業費上限額

道府県：1億2,000万円、市町村：4,000万円

2. 自治体行政のスマート化の実現のための取組の推進

地方団体が自治体行政の高度化・効率化を実現し、持続可能な行政サービスを確保するために必要な技術を導入する経費について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象事業

RPA、共同オンライン申請システム、インフラ点検に必要なドローン等、地方公務員向けテレワークの導入経費

(2) 地方財政措置（特別交付税措置）

措置率：0.5（財力補正あり）

※ RPAの導入については措置率0.3（財力補正あり）

16

地域医療の確保（公立病院に対する地方財政措置の見直し）

- 地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営条件の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院に対し、その機能を維持するための繰出しに対して、地方財政措置を講ずる
- 周産期医療・小児医療など、特に公立病院が役割を果たすことが期待される分野について、地方財政措置を拡充

1. 不採算地区の中核的な公立病院に対する特別交付税措置の創設

① 対象要件

※ 不採算地区に所在する100床以上500床未満の許可病床を有する公立病院であって、次の i) 及び ii) を満たすこと

※ 当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が15km以上となる位置に所在していること

又は直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5km以内の人口が10万人未満であること

i) 都道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること

ii) へき地拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること

② 地方財政措置

要件に該当する中核的病院の機能を維持するために特に必要な経費（医師確保に要する経費、災害拠点等としての機能維持に要する経費等）に係る繰出しに対し、特別交付税措置を講ずる（措置額については、中核的な公立病院の経営状況等を踏まえ、今後検討）

地域医療構想の更なる推進に向け、令和2年度に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、令和3年度以降の更なる公立病院の改革のプランの策定を要請することとしており、不採算地区の中核的な公立病院に対する地方財政措置については、この更なる改革プランの策定を要件とする。（現行の不採算地区の公立病院に対する地方財政措置についても同様）

2. 周産期医療・小児医療等に対する特別交付税措置の拡充

周産期医療、小児医療、小児救急及び救命救急センターに対する特別交付税措置を概ね2割程度拡充するとともに、不採算地区の病院（100床未満）について経営状況等を踏まえ特に病床数が少ない病院を中心に特別交付税措置を拡充

※ 上記1. 2. のほか、公的病院等に対しても上記の措置に準じた措置を講ずる